

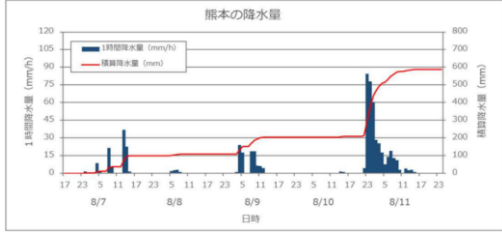
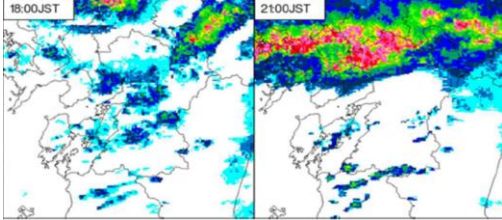
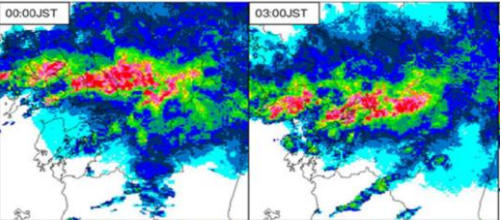
令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
1	01	本編	1		4	2	5	13	修正	<p>機関の名称 <u>NTT西日本株式会社</u>(熊本支店)、<u>NTTドコモ株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</p>	<p>機関の名称 <u>西日本電信電話株式会社</u>(熊本支店)、<u>NTTコミュニケーションズ株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</p>
2	01	本編	1		6	1	1	20	修正	<p>【略】 ■平成28年熊本地震における熊本市の被害状況 <u>令和8年(2026年)</u> 3月31日現在</p> <p>【略】</p>	<p>【略】 ■平成28年熊本地震における熊本市の被害状況 <u>令和7年(2025年)</u> 3月31日現在</p> <p>【略】</p>
3	01	本編	1		6	1	2	22	修正	<p>本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、台風来襲期には豪雨の多い地域である。熊本平野は白川や緑川などの河川の運ぶ土砂によって形成されたことから、豪雨時の洪水災害が繰り返された地域である。また山地や台地辺部の急傾斜部では土砂崩れにも注意が必要である。 ■平成24年(2012年)九州北部豪雨 平成24年(2012年)7月12日に発生した平成24年九州北部豪雨では、市内の降雨量は多くなかったが、上流の阿蘇地方に1時間に100mm前後の降雨が4時間続いたことにより、市内を流れる白川の水位が大きく上昇し、流域の一部で甚大な被害が発生した。</p>	<p>本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、台風来襲期には豪雨の多い地域である。熊本平野は白川や緑川などの河川の運ぶ土砂によって形成されたことから、豪雨時の洪水災害が繰り返された地域である。また山地や台地辺部の急傾斜部では土砂崩れにも注意が必要である。 【追加】 また、平成24年(2012年)7月12日に発生した平成24年九州北部豪雨では、市内の降雨量は多くなかったが、上流の阿蘇地方に1時間に100mm前後の降雨が4時間続いたことにより、市内を流れる白川の水位が大きく上昇し、流域の一部で甚大な被害が発生した。</p>
4	01	本編	1		6	1	2	24	新規	<p>(図：白川の断面と昭和28年の水害の水位) 【略】 ■令和7年(2025年)8月10日からの大雨 令和7年(2025年)8月10日から11日にかけて、対馬海峡から九州付近に停滞した前線に向かって九州西海上から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。これにより、熊本地方では線状降水帯が繰り返し発生し、記録的な大雨となった。 熊本市では10日21時過ぎから1時間に80ミリ以上の猛烈な雨が降り始め、22時57分までの最大1時間降水量は87.0ミリと8月の観測史上1位(2026年3月31日時点)を記録した。さらに、11日1時までの最大3時間降水量は223.0ミリに達し、統計開始以来(1976年)で観測史上1位(2026年3月31日時点)となった。これにより、わずか3時間で8月の月降水量平年値(195.4ミリ)を超える事態となった。 この大雨を受け、熊本地方気象台等は以下の警報等を発表した。 ・21時25分：大雨警報(土砂災害、浸水害) ・22時09分：大雨警報(土砂災害、浸水害)、洪水警報 ・22時10分：記録的短時間大雨情報(熊本市北区付近約110ミリ) ・22時05分：土砂災害警戒情報 市内の一部地域では人的被害をはじめ、床上・床下浸水、道路冠水、土砂災害等が発生し、市民生活に深刻な影響を及ぼした。 ※下に続く</p>	<p>(図：白川の断面と昭和28年の水害の水位) 【略】 【新規】</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
5	01	本編	1	6	1	2	24	新規	<p>【アメダス降水量の時系列図（8月6日17時～8月11日24時）】</p>  <p>出典：熊本地方気象台ホームページから抜粋</p> <p>※下に続く</p>	
6	01	本編	1	6	1	2	24	新規	<p>【気象レーダー画像（8月10日18:00及び21:00時点）】</p>  <p>出典：熊本地方気象台ホームページから抜粋</p> <p>※下に続く</p>	
7	01	本編	1	6	1	2	24	新規	<p>【気象レーダー画像（8月11日0:00及び3:00時点）】</p>  <p>出典：熊本地方気象台ホームページから抜粋</p>	

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
21	01	本編	1	8	3	1	54	修正	(1)熊本市国土強靱化地域計画に基づく災害に強い都市基盤の形成 【略】 インフラ・市有建築物の耐震化、 <u>防災・減災機能の強化</u> 等 【略】 <u>オ 内水氾濫の浸水被害軽減に向けて、排水路や排水ポンプ場の整備を進めていく。</u> <u>カ 【略】</u> <u>キ 【略】</u>	(1)熊本市国土強靱化地域計画に基づく災害に強い都市基盤の形成 【略】 インフラ・市有建築物の耐震化_____等 【略】 【追加】 <u>オ 【略】</u> <u>カ 【略】</u>
22	01	本編	1	8	3	2	57	修正	【略】 (1)市民の災害対応力の強化 ア <u>地域の防災組織等と連携して、市民への防災啓発や防災訓練への参加を促すとともに、マイトimeline（防災行動計画）やハザードマップの作成・活用による避難経路・避難所等の確認を推進する。また、避難情報の複数の手段で発信し、当該情報を受け取った際に適切な避難行動が実施できるよう、住民参加型の訓練等（サイレン吹鳴訓練など）に取り組む。</u> 【略】 【削除】 <u>※9以降の付番を要調整</u> 【略】	【略】 (1)市民の災害対応力の強化 ア <u>防災等に関する市民への啓発活動や防災訓練への参加呼びかけを行うとともに、ハザードマップ※8の作成・活用による避難経路・避難所等の確認を、地域の防災組織を通して積極的に促す。</u> 【略】 【略】 <u>※8 自然災害で想定される被害範囲・程度等を地図に表したもので、それに加えて避難場所などの情報を図示し、迅速・的確な避難を手助けする地図のこと。</u> 【略】
23	01	本編	1	8	3	3	58	修正	(1)避難所の指定・運営方法等の見直し ウ <u>指定避難所だけでなく、地域の避難場所の情報をあらかじめ把握するとともに、在宅避難者等の支援のための拠点設置等の在宅避難者等</u> _____ <u>や、やむを得ず車中泊避難を行う場合における専用スペースの設置等、指定避難所以外への避難者の支援方策を検討する。</u>	(1)避難所の指定・運営方法等の見直し ウ _____ <u>在宅避難者等の支援のための拠点設置等の在宅避難者等の支援方策</u> _____ <u>や、やむを得ず車中泊避難を行う場合における専用スペースの設置等</u> _____ <u>の支援方策を検討する。</u>
24	01	本編	1	8	3	3	59	修正	(6) 応急給水 <u>態勢</u> の強化 ア 【略】 イ 応急給水にあたっては、【略】給水車による補完的な給水拠点を設置するなど、 <u>応急給態勢</u> を強化する。	(6) 応急給水 <u>体制</u> の強化 ア 【略】 イ 応急給水にあたっては、【略】給水車による補完的な給水拠点を設置するなど、 <u>応急給体制</u> を強化する。
25	01	本編	2	1	1	3	66	修正	(1) 方法 カ <u>大規模災害対処訓練及び地域における防災訓練（洪水、内水氾濫、高潮、土砂又は津波などあらゆる災害を想定した避難訓練、避難所開設・運営訓練等）等の実施</u>	(1) 方法 カ <u>総合防災_____訓練及び地域における防災訓練_____の実施</u>
26	01	本編	2	1	1	3	66	修正	(1) 方法 【略】 ケ <u>在留外国人に対する防災研修の開催</u> <u>コ 「防災士養成講座」及び「防災士フォローアップ研修会」の開催</u>	(1) 方法 【略】 ケ <u>在留外国人に対する防災研修の開催</u> 【追加】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
27	01	本編	2	1	1	3	3	66	修正	(2) 内容 ア 災害に関する一般的知識 イ 過去の主な被害事例 ウ 災害対策の現状 エ 災害による被害想定調査結果 オ 平常時の心得(日頃の準備) (7) 住宅の点検(住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等) (イ) 屋内の整理点検(家具転倒防止等) (ウ) 火災の防止(感震ブレーカーの普及促進等) (エ) 応急救護	(2) 内容 ア 災害に関する一般的知識 イ 過去の主な被害事例 ウ 災害対策の現状 エ 災害による被害想定調査結果 オ 平常時の心得(日頃の準備) (7) 住宅の点検(住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等) (イ) 屋内の整理点検(家具転倒防止等) (ウ) 火災の防止 (エ) 応急救護
28	01	本編	2	1	1	1	3	67	修正	(2) 内容 オ 平常時の心得(日頃の準備) (8) 非常持出品(非常食品、救急箱、懐中電灯、ラジオ(周波数帯76MHz～99MHz対応機種)、乾電池、マイナンバーカード、おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備	(2) 内容 オ 平常時の心得(日頃の準備) (8) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証、おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備
29	01	本編	2	1	1	1	11	70	修正	市は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。また、市民は、語り部活動や家庭・地域内の語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。	市は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。また、 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・公開等により、市民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。
30	01	本編	2	1	1	2	1	71	修正	(2) 自主防災クラブ 【略】 本市の自主防災クラブは、令和8年4月1日現在、739団体で結成されている。	(2) 自主防災クラブ 【略】 本市の自主防災クラブは、令和7年4月1日現在、738団体で結成されている。
31	01	本編	2	1	1	2	1	72	削除	(3) 育成指導及び活動促進 【略】また、平成30年度より、2日間の会場研修を主体とした防災士養成講座を毎年10月～11月頃に開催している。【削除】 防災士資格取得後は地域の防災リーダーとして活躍の場を広げることができるよう、引き続き実施していく。【略】	(3) 育成指導及び活動促進 【略】また、平成30年度より、2日間の会場研修を主体とした防災士養成講座を毎年10月～11月頃に開催している。参加者は、校区防災連絡会や自治協議会などの地域団体から推薦された方を対象とし、防災士資格取得後は地域の防災リーダーとして活躍の場を広げることができるよう、引き続き実施していく。【略】
32	01	本編	2	1	1	2	1	72	修正	(3) 育成指導及び活動促進 具体的には、災害に対する地域の【略】引き続き実施していく。 また、自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織等と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握し、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。	(3) 育成指導及び活動促進 市は、地域防災計画に地域の【略】助言及び指導等を行うものとする。 【追加】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
33	01	本編	2	1	1	2	3	75	修正	<p>(5) 地域防災計画への規定</p> <p>【略】</p> <p>なお、本市地域防災計画に定められた地区防災計画は以下のとおり。</p> <p>1. 秋津校区地区防災計画(2019年度)</p> <p>2. 西原校区地区防災計画(2024年度)</p> <p>3. 画図校区地区防災計画(2025年度)</p> <p>4. <u>大江校区地区防災計画(2026年度)</u></p> <p>5. <u>託麻南校区地区防災計画(2026年度)</u></p> <p>6. <u>中島校区地区防災計画(2026年度)</u></p> <p>7. <u>川上校区地区防災計画(2026年度)</u></p> <p>8. <u>西里校区地区防災計画(2026年度)</u></p> <p>9. <u>北部東校区地区防災計画(2026年度)</u></p>	<p>(5) 地域防災計画への規定</p> <p>【略】</p> <p>なお、本市地域防災計画に定められた地区防災計画は以下のとおり。</p> <p>1. 秋津校区地区防災計画(2019年度)</p> <p>2. 西原校区地区防災計画(2024年度)</p> <p>3. 画図校区地区防災計画(2025年度)</p> <p>【追加】</p>
34	01	本編	2	1	1	3	5	79	修正	<p>地域の防災組織や事業所の自衛消防組織による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃から訓練の積み重ねが必要である。</p> <p>このため、市・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。また、市は、住民が避難情報を受け取った際に適切な避難行動を取れるよう、住民参加型の訓練等(サイレン吹鳴訓練など)に取り組む。</p> <p>【略】</p>	<p>地域の防災組織や事業所の自衛消防組織による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃から訓練の積み重ねが必要である。</p> <p>このため、市・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。【追加】</p> <p>【略】</p>
35	01	本編	2	1	1	3	5	79	修正	<p>なお、市民等が行う防災訓練(避難訓練、避難所開設・運営訓練等)については、地域の防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、洪水、内水氾濫、高潮、土砂又は津波など地域の特性を踏まえた災害を想定したうえで、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。</p> <p>特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>なお、市民等が行う____訓練____については、地域の防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、____効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。</p> <p>【追加】</p>
36	01	本編	2	1	1	4	1	80	修正	<p>(1) 地域福祉の推進</p> <p>市____は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また、円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時から市社協、地域住民、町内自治会____、自主防災組織、NPO、社会福祉法人、ボランティア等と連携して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。</p> <p>また、市や市社協は、町内自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会等に対し、地域活動において、防災や災害時対応等について考えてもらう機会を積極的に取り入れるよう呼び掛ける。</p>	<p>(1) 地域福祉の推進</p> <p>市や市社協は、災害発生時に____避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また、円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、自主防災組織、NPO、社会福祉法人等と協力____して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。</p> <p>また、____町内自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会等に対し、地域活動において、防災や災害時対応等について考えてもらう機会を積極的に取り入れるよう呼び掛ける。</p>
37	01	本編	2	1	1	4	1	80	修正	<p>(1) 地域福祉の推進</p> <p>また、市や市社協は、町内自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会等に対し、地域活動において、防災や災害時対応等について考えてもらう機会を積極的に取り入れるよう呼び掛ける。</p> <p>さらに、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進する。</p>	<p>(1) 地域福祉の推進</p> <p>また、____町内自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会等に対し、地域活動において、防災や災害時対応等について考えてもらう機会を積極的に取り入れるよう呼び掛ける。</p> <p>【追加】</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
38	01	本編	2	1	1	4	1	81	修正	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 【略】 ア 県社協及び市社協 災害時に必要な自発性・社会性を持ったボランティアのあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。また、災害時に被災住民が、ボランティアの支援を円滑に受け入れることができるよう、平時からボランティアの役割や活動内容について理解促進を図るものとする。</p>	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 【略】 ア 県社協及び市社協 災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティアのあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。また、災害時に被災住民が、ボランティアの支援を円滑に受け入れることができるよう、平時からボランティアの役割や活動内容について理解促進を図るものとする。</p>
39	01	本編	2	1	1	4	1	81	修正	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 【略】 ■ボランティア団体 赤十字防災ボランティア 日本赤十字熊本県支部 096-384-2119</p>	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 【略】 ■ボランティア団体 赤十字防災ボランティア 日本赤十字熊本県支部 096-384-2111</p>
40	01	本編	2	1	1	4	1	81	修正	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 イ 市 イ 災害ボランティア 災害ボランティアセンターを設置した際、【略】 災害ボランティアとして救援活動できる人員体制を整える。 <u>また、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p>	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 イ 市 イ 災害ボランティア 災害ボランティアセンターを設置した際、【略】 災害ボランティアとして救援活動できる人員体制を整える。 <u>【追加】</u></p>
41	01	本編	2	1	1	4	1	82	修正	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 【略】 エ 県 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。 <u>(令和7年12月31日現在)</u></p>	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 【略】 エ 県 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは次のとおり。 <u>【追加】</u></p>
42	01	本編	2	1	1	4	1	82	修正	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 エ 県 砂防ボランティア登録制度 登録者数 <u>192名</u> 出典：熊本県地域防災計画（共通対策編）<u>2026年度</u>修正</p>	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 エ 県 砂防ボランティア登録制度 登録者数 <u>181名</u> 出典：熊本県地域防災計画（共通対策編）<u>2025年度</u>修正</p>
43	01	本編	2	1	1	4	1	82	修正	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 エ 県 (表) 【略】 出典：熊本県地域防災計画（共通対策編）<u>2026年度</u>修正 <u>また、市は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u> <u>さらに県及び市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>	<p>(3) ボランティアの育成、登録、体制整備 エ 県 (表) 【略】 出典：熊本県地域防災計画（共通対策編）<u>2025年度</u>修正 <u>【追加】</u></p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
44	01	本編	2	1	1	4	1	82	修正	<p>(5) ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質向上 災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するにあたって重要な役目を担っている。そこで、県社協や市社協は、平時から県や市と連携を図り、<u>初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の更なる充実を図り、</u>研究会などを通して災害ボランティアセンターの運営に必要となるボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。本市では、災害時に市社協職員がボランティアコーディネーターとして、災害対策本部との連絡調整を行うものとする。</p>	<p>(5) ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質向上 災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するにあたって重要な役目を担っている。そこで、県社協や市社協は、平時から県や市と連携を図り、<u>研究会などを通して災害ボランティアセンターの運営に必要となるボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。</u>本市では、災害時に市社協職員がボランティアコーディネーターとして、災害対策本部との連絡調整を行うものとする。</p>
45	01	本編	2	1	1	6	1	85	修正	<p>第6項 <u>過去の風水害に関する検証と対策</u> 1 <u>平成24年(2012年)九州北部豪雨</u> <u>(1) 課題と対策</u> 平成24年九州北部豪雨では、市内中心部を流れる白川の水位が大きく上昇し、市内流域で甚大な被害が発生した。【略】 【略】 【転記】 ※第3目へ</p>	<p>第6項 <u>風水害の予防</u> 1 <u>風水害に対する事前対策</u> 【追加】 平成24年九州北部豪雨では、市内中心部を流れる白川の水位が大きく上昇し、市内流域で甚大な被害が発生した。【略】 【略】 <u>今後も甚大化が予想される自然災害に対して、地域と市が一体となり、命を守ることを最優先に的確な避難行動の選択と速やかな行動を促すため、自助・共助意識を涵養するための出前講座等の防災啓発活動や、地域主導による防災訓練を継続し、市民・事業者・地域の防災組織・市の災害対応力をさらに強化することが必要である。これらの対策は、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策等を推進するために、国・県・事業者・地域等の流域に関わるあらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の取り組みにも位置付けている。</u></p>
46	01	本編	2	1	1	6	2	86	修正	<p><u>(2) 激甚化する自然災害への対応(予防的避難の取組)</u> 台風の接近や梅雨前線の停滞などによる風水害は、地震災害と違い、気象情報や過去の気象事例などにより、ある程度予想ができるため、気象庁や防災関係機関と連携し、事前の警戒体制をとることが可能である。 【略】</p>	<p><u>2 激甚化する自然災害への対応</u> 台風の接近や梅雨前線の停滞などによる風水害は、地震災害と違い、気象情報や過去の気象事例などにより、ある程度予想ができるため、気象庁や防災関係機関と連携し、事前の警戒体制をとることが可能である。 【略】</p>
47	01	本編	2	1	1	6	2	86	新規	<p><u>2 令和7年(2025年)8月10日からの大雨</u> <u>(1) 課題と対策</u> <u>令和7年(2025年)8月10日から11日にかけて、本市は記録的な大雨に見舞われ、複数の河川が氾濫危険水位に達した。</u> <u>市では、水防本部・災害警戒本部を設置し、避難所の開設や避難指示の発令など、人命を最優先に対応にあっていたが、坪井川と井芹川では、流域の住民に避難を促すためのサイレンの吹鳴が最大で3時間20分遅れる事態が生じるなど、水防本部の体制やマニュアルの整備等の課題が浮き彫りとなった。</u> <u>このため、今回の大雨における水防本部及び災害警戒本部の対応について、外部有識者による客観的な検証の答申等を踏まえ、状況に応じた適切な災害対応ができるよう本部室における責任者の増員や河川情報を監視する担当者の設置等の職員の増員や、マニュアル検証チームによる対応マニュアルの改訂等に取り組んだ。</u> <u>また、マニュアルなしの事態にも対応できるように本市の災害対応における基本原則を整理するとともに、災害対応にかかるスペシャリストの育成を進めることとしている。</u> <u>■災害対応における基本原則</u> <u>・人命を最優先に判断</u> <u>・常に最悪の事態を想定</u> <u>・空振りを恐れずに実行</u></p>	<p>【新規】</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
48	01	本編	2	1	1	6	3	86	修正	<p><u>3 今後の対策</u> 今後も甚大化が予想される自然災害に対して、地域と市が一体となり、命を守ることを最優先に的確な避難行動の選択と速やかな行動を促すため、自助・共助意識を涵養するための出前講座等の防災啓発活動や、地域主導による防災訓練を継続し、市民・事業者・地域の防災組織・市の災害対応力をさらに強化することが必要である。これらの対策は、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策等を推進するために、国・県・事業者・地域等の流域に関わるあらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の取り組みにも位置付けている。</p>	<p><u>【新規】</u> ※第6項第1目から移動</p>
49	01	本編	2	1	2			87	修正	<p><u>第1項 市職員の災害対応力の向上</u> 市町村は、災害時に災害応急対策活動の主体として重要な役割を担うため、災害時における対応力の強化を図る必要がある。そのため、災害対策本部を構成する各部署は、事務分掌に基づき担当する災害応急業務に係るマニュアル等を事前に整備し、研修や訓練等を実施するとともに、市職員は日頃よりマニュアルを確認するなど、本市の災害対応力の向上に努めるものとする。 また、本市の災害対応の中核を担う危機管理防災部においては、防災に関する知識やスキルの習得に努めるなど、災害対応の専門性の高い職員の育成に努める。</p> <p>以降、項番号繰り下げ</p>	<p><u>【新規】</u></p>
50	01	本編	2	1	2	1	2	89	修正	<p>(1) 災害時の拠点病院の確保 <u>【略】</u> 地域災害拠点病院 ○済生会熊本病院 ○独立行政法人国立病院機構熊本医療センター ○熊本大学病院 ○熊本市民病院 ○熊本中央病院</p> <p><u>【削除】</u></p>	<p>(1) 災害時の拠点病院の確保 <u>【略】</u> 地域災害拠点病院 ○済生会熊本病院 ○独立行政法人国立病院機構熊本医療センター</p> <p>本市には応急救護機能を担う場所として、熊本市民病院と植木病院がある。</p>
51	01	本編	2	1	2	1	8	94	削除	<p><u>【削除】</u></p> <p>8 飲料水及び生活水の確保 <u>【略】</u> 9 消防水利の整備 <u>【略】</u></p>	<p>8 物資供給計画 <u>【略】</u> 9 飲料水及び生活水の確保 <u>【略】</u> 10 消防水利の整備 <u>【略】</u></p>
52	01	本編	2	1	2	1	9	96	修正	<p><u>(3) 井戸水の提供</u> 協定を締結した事業者の井戸や市が管理する地下水位観測用の井戸の活用など、防災拠点施設・指定避難所等における代替水源の確保に努めるものとする。 <u>【資料編】8-4 災害時における井戸水の提供</u> (4) 水のため置き促進 <u>【略】</u></p>	<p><u>【追加】</u></p> <p>(3) 水のため置き促進 <u>【略】</u></p>
53	01	本編	2	1	2	4		99	新規	<p><u>第4項 備蓄・物資供給対策</u> 本項は、大規模災害発生時において、必要となる物資の備蓄に係る「備蓄計画」及び、被災した市民等への物資の供給に係る「物資供給計画」について定めるものである。</p>	<p><u>【新規】</u></p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」																																				
54	01	本編	2	1	2	4	1	99	新規	<p><u>1 備蓄計画</u> 本計画は、平時から大規模災害発生時に必要となる物資を計画的に備蓄するための基本的な考え方及び管理等に関する事項を定めるものである。 (1) 配布対象者 ア 指定避難所及び指定避難場所の避難者 イ 指定避難所以外の避難者（地域の避難所、在宅避難者、車中泊避難者等） ウ その他被災者 (2) 備蓄物資 ア 熊本地震において、指定避難所や指定以外の場所に11万人を超える避難者が発生したことから、災害協定による流通備蓄、家庭・事業所内での備蓄促進等を踏まえ、行政で備蓄すべき数量を想定避難者数の11万人の1日分とする。 イ 災害初動時に必要となる非常食、飲料水、生活必需品、資機材等とし、女性、子ども、高齢者、障がい者等の要配慮者の視点を踏まえた品目とする。</p>	【新規】																																			
55	01	本編	2	1	2	4	1	99	新規	<p>(3) 備蓄の基本方針 ア 発災初期において、被災地外からの物資支援が速やかに行き届かない可能性があることを踏まえ、発災直後から市民等の生命・生活の維持に必要な物資を適切に確保できる体制を構築し、計画的な備蓄対策を推進する。 イ 指定避難所であるまちづくりセンター等14箇所に備蓄倉庫を、公園10箇所には防災倉庫を、指定避難所である小中学校等には分散備蓄倉庫を設置し、発災初動時の避難者への支援を行う。 【資料編】6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程 ウ 各家庭、事業者に対しては、災害発生から最低3日分（推奨1週間分）の備蓄が確保されるよう、あらゆる機会を通じて啓発・周知に努め、備蓄促進の強化を図るとともに、物資供給に係る事業者等との災害協定の締結を進める。 【資料編】8-3 災害協定一覧</p>	【新規】																																			
56	01	本編	2	1	2	4	1	99	新規	<p>(4) 備蓄目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>備蓄目標の算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 食料</td> </tr> <tr> <td>①アルファ米・長期保存パン等</td> <td>避難者想定者数のうち、3歳から80歳まで</td> <td>110,000人×割合×2食分×1日</td> </tr> <tr> <td>②おかゆ・アレルギー対応食</td> <td>避難者想定者数のうち、1歳、2歳及び81歳以上</td> <td>110,000人×割合×2食分×1日</td> </tr> <tr> <td>③ミルク</td> <td>避難者想定者数のうち、0歳</td> <td>110,000人×割合×5食分×1日</td> </tr> <tr> <td>2 飲料水</td> <td>避難者想定者数</td> <td>110,000人×2$\frac{1}{2}$×1日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 生活必需品</td> </tr> <tr> <td>①毛布・レスキューシート</td> <td>避難者想定者数</td> <td>110,000人×1枚</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②紙おむつ</td> <td>避難者想定者数のうち、0歳から3歳</td> <td>110,000人×割合×3枚×1日</td> </tr> <tr> <td>避難者想定者数のうち、要介護の高齢者を想定</td> <td>110,000人×0.5%×8枚×1日</td> </tr> <tr> <td>③生理用品</td> <td>避難者想定者数のうち、10歳から55歳女性</td> <td>110,000人×割合×3/30×8枚×1日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他 資料編6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象	備蓄目標の算出式	1 食料			①アルファ米・長期保存パン等	避難者想定者数のうち、3歳から80歳まで	110,000人×割合×2食分×1日	②おかゆ・アレルギー対応食	避難者想定者数のうち、1歳、2歳及び81歳以上	110,000人×割合×2食分×1日	③ミルク	避難者想定者数のうち、0歳	110,000人×割合×5食分×1日	2 飲料水	避難者想定者数	110,000人×2 $\frac{1}{2}$ ×1日	3 生活必需品			①毛布・レスキューシート	避難者想定者数	110,000人×1枚	②紙おむつ	避難者想定者数のうち、0歳から3歳	110,000人×割合×3枚×1日	避難者想定者数のうち、要介護の高齢者を想定	110,000人×0.5%×8枚×1日	③生理用品	避難者想定者数のうち、10歳から55歳女性	110,000人×割合×3/30×8枚×1日	その他 資料編6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程			【新規】
項目	対象	備蓄目標の算出式																																												
1 食料																																														
①アルファ米・長期保存パン等	避難者想定者数のうち、3歳から80歳まで	110,000人×割合×2食分×1日																																												
②おかゆ・アレルギー対応食	避難者想定者数のうち、1歳、2歳及び81歳以上	110,000人×割合×2食分×1日																																												
③ミルク	避難者想定者数のうち、0歳	110,000人×割合×5食分×1日																																												
2 飲料水	避難者想定者数	110,000人×2 $\frac{1}{2}$ ×1日																																												
3 生活必需品																																														
①毛布・レスキューシート	避難者想定者数	110,000人×1枚																																												
②紙おむつ	避難者想定者数のうち、0歳から3歳	110,000人×割合×3枚×1日																																												
	避難者想定者数のうち、要介護の高齢者を想定	110,000人×0.5%×8枚×1日																																												
③生理用品	避難者想定者数のうち、10歳から55歳女性	110,000人×割合×3/30×8枚×1日																																												
その他 資料編6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程																																														

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
57	01	本編	2	1	2	4	1	99	新規	<p>※割合は、熊本市人口統計に基づく人口比率による。</p> <p>※要介護の高齢者数は、内閣府「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和7年6月30日)」を参考に算定。</p> <p>※備蓄目標は5年を目途に見直し、新たな課題が生じた場合は随時検討・修正する。</p> <p>※飲料水については、本計画に定める備蓄以外に、防災倉庫の設置されている10箇所の公園のうち9箇所に設置された「耐震性貯水槽」で合計860トンの水が確保できるようになっている。また、災害対策用貯水施設24箇所(66,950㎡貯水)及び小中学校51箇所に貯水機能付給水管(各6㎡)を設置している。</p> <p>【資料編】6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程</p>	【新規】
58	01	本編	2	1	2	4	1	99	新規	<p>(5) 整備(購入)計画</p> <p>整備(購入)計画を次のとおり定める。なお、備蓄目標数量の確保に向けては、別途年次計画を策定し、計画的に整備を進める。</p> <p>ア 食料・生活必需品</p> <p>賞味期限等に応じ、計画的に購入する。</p> <p>(イ) アルファ米・おかゆ・アレルギー対応食・長期保存パン等</p> <p>5年以上の賞味期限を有するものを購入する。</p> <p>(i) 粉ミルク・液体ミルク</p> <p>1年以上の賞味期限を有するものを購入する。</p> <p>(ii) 毛布・レスキューシート</p> <p>長期保存ができるよう、真空パックした毛布を購入する。また、保温対策としてレスキューシートを活用する。</p> <p>(e) 紙おむつ・生理用品・トイレットペーパー</p> <p>大人用の紙おむつについて、仕様は汎用性が高いものを購入する。</p> <p>紙おむつ(大人用・乳幼児用)、生理用品、トイレットペーパーなど、生活必需品については、衛生面を考慮して、定期的に購入する。</p>	【新規】
59	01	本編	2	1	2	4	1	99	新規	<p>イ 飲料水</p> <p>熊本地震の教訓を踏まえ、避難所にできるだけ身近な場所にペットボトルで備蓄する。</p> <p>5年以上の賞味期限を有するものを購入する。</p> <p>ウ 資機材</p> <p>資機材のうち、充足していないものを優先して整備していく。その他、備蓄に適さない資機材については、災害時物資等供給に関する協定に基づき、応援を要請する。</p> <p>エ 備蓄物資の管理</p> <p>備蓄物資の管理については、校区防災連絡会及び避難所運営委員会が避難所開設訓練時等に確認を行うとともに、それぞれの物資を所管する部署において数量チェック等を実施し、防災倉庫・備蓄倉庫等維持管理規程等に基づき適正な管理を行う。</p>	【新規】
60	01	本編	2	1	2	4	2	99	新規	<p>2 物資供給計画</p> <p>本計画は、災害発生時に開設する避難所等に対し、必要な物資を円滑に提供するため、物資の調達及び供給に関する体制及び運用等に関する事項を定めるものである。</p> <p>(1) 物資供給の対象者</p> <p>ア 指定避難所及び指定避難場所の避難者</p> <p>イ 指定避難所以外の避難者(地域の避難所、在宅避難者、車中泊避難者等)</p> <p>ウ その他被災者</p> <p>(2) 物資供給の対象物</p> <p>ア 分散備蓄倉庫、備蓄倉庫、防災倉庫の備蓄物資</p> <p>イ 国等、指定都市市長会、九州市長会からの支援物資</p> <p>ウ 流通や飲食関係業者等との協定による支援物資</p>	【新規】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
61	01	本編	2	1	2	4	2	99	新規	<p>(3) 物資供給の基本方針</p> <p>ア 大規模災害発生時には、すぐに区における物資集積所を設置し、被災状況に応じて、物資集積センターの設置を検討するとともに、物流事業者等の協定事業者に対し、物資輸送に必要な体制の確保及び輸送活動への支援を要請する。</p> <p>イ 発災直後は、市が保有する備蓄物資を主軸として、避難所等の初期需要に対応する。</p> <p>ウ 区対策本部及び避難所と連携し、避難所ごとの必要物資及び数量の把握を行う。</p> <p>エ 市備蓄で不足する物資や避難生活の長期化により必要となる物資については、協定事業者等の民間在庫を最大限活用し必要量の調達に努めるとともに、国、県及び他自治体に対し支援物資の要請を行う。</p> <p>オ 物資の供給にあたっては、生命維持に関わる物資（飲料水・食料・医療関連物資）を最優先とし、次いで避難所運営物資、生活再建支援物資の順で配分する。</p> <p>カ 物資の供給場所は、原則として指定避難所において行う。</p>	【新規】
62	01	本編	2	1	2	4	2	99	新規	<p>(4) 協定事業者との連携による物資供給体制の確保</p> <p>ア 平時より、流通や小売事業者等と、食料・生活必需品等の物資の提供、資機材や人的支援等に関する協定をあらかじめ締結し、災害時に必要な物資を調達できる体制を構築に取り組む。</p> <p>イ 今後、大規模災害時における物資供給について、直接、各避難所へ物資を配給できるか等の具体的な方法についての協議や訓練等への参加を行い、物資供給体制を強化していく。</p> <p>【資料編】8-3 災害協定一覧</p>	【新規】
63	01	本編	2	1	2	4	2	99	新規	<p>(5) 指定都市市長会、九州市長会、各自治体等による支援</p> <p>ア 「広域・大規模災害における指定都市市長会行動計画」は、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めている。当該計画では、被災地の近隣市がプッシュ型物資支援を行うこと、全市の備蓄物資の台帳を整備・共有すること等について協議を行っている。</p> <p>イ 九州市長会における災害時相互応援プランは、災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとし、九州圏内の各市が連携を図り、九州市長会として一体となって被災地支援に取り組むための必要な事項について定めている。当該プランでは、九州市長会防災部会において即応支援班を派遣し、集積拠点から避難所までのピストン輸送や荷捌き等の支援活動を実施することとしている。</p> <p>ウ 平時より、指定都市間、姉妹都市間などで相互応援協定を結び、災害時に必要な物資を調達できる体制の構築に取り組む。</p>	【新規】
64	01	本編	2	1	3	4	3	100	修正	<p>(1) 公設消火栓</p> <p>公設消火栓は各配水系統の上水道に設けられたもので次のとおりである。</p> <p>ア 設置数：18,700 基 (令和8年4月1日現在)</p> <p>イ 水圧(平時)：5～2kg/cm</p> <p>ウ 消火栓を設置している配水管の径：300～75mm</p>	<p>(1) 公設消火栓</p> <p>公設消火栓は各配水系統の上水道に設けられたもので次のとおりである。</p> <p>ア 設置数：18,577 基 _____</p> <p>イ 水圧(平時)：5～2kg/cm</p> <p>ウ 消火栓を設置している配水管の径：300～75mm</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
65	01	本編	2	1	4	1	1	102	修正	<p>(1) 都市計画の地域等の指定状況 本市における都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域等の指定状況は次のとおりである。（<u>令和8年5月22日</u>現在）</p> <p>■都市計画法に基づく地域等の指定状況 熊本市計画区域 面積(約ha) 割合(%) 市域面積 39,032 都市計画区域 市街化区域 <u>10,885</u> 市街化調整区域 <u>24,548</u> 用途地域 第1種低層住居専用地域 <u>1,104</u> <u>10.1</u> 第2種低層住居専用地域 <u>107</u> <u>1.0</u> 第1種中高層住居専用地域 <u>2,578</u> <u>23.7</u> 第2種中高層住居専用地域 <u>2,484</u> <u>22.8</u> 第1種住居地域 <u>1,249</u> <u>11.5</u> 第2種住居地域 <u>641</u> <u>5.9</u> 準住居地域 <u>247</u> <u>2.3</u> 近隣商業地域 <u>539</u> <u>5.0</u> 商業地域 <u>385</u> <u>3.5</u> 準工業地域 <u>1,259</u> <u>11.6</u> 工業地域 <u>292</u> <u>2.7</u> 【略】 都市計画公園 計 <u>677.4</u> 公園 <u>427.3</u> 【略】</p>	<p>(1) 都市計画の地域等の指定状況 本市における都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域等の指定状況は次のとおりである。（<u>令和5年4月1日</u>現在）</p> <p>■都市計画法に基づく地域等の指定状況 熊本市計画区域 面積(約ha) 割合(%) 市域面積 <u>39,032</u> 都市計画区域 市街化区域 <u>10,795.4</u> 市街化調整区域 <u>24,637.6</u> 用途地域 【略】 近隣商業地域 <u>542</u> 5.0 商業地域 <u>392</u> 3.6 準工業地域 <u>1,175</u> <u>10.9</u> 工業地域 <u>357</u> 3.3 【略】 都市計画公園 計 <u>673.9</u> 公園 <u>423.8</u> 【略】</p>
66	01	本編	2	1	4	1	1	102	修正	<p>災害に強い都市構造の形成を図るため、【略】 水面・緑地帯の確保、_____等を計画的に行うものとする。 また、<u>溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u> さらに、施設管理者は、商業施設及び駅等不特定多数の者が 【略】</p>	<p>災害に強い都市構造の形成を図るため、【略】 水面・緑地帯の確保、<u>防災に配慮した土地利用への誘導</u>等を計画的に行うものとする。 【追加】 また、施設管理者は、商業施設及び駅等不特定多数の者が 【略】</p>
67	01	本編	2	1	4	1	1	106	新規	<p>【略】 (7) 道路橋梁、河川対策 【略】 (8) <u>内水氾濫対策</u> 近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて、水路狹隘区間の解消や老朽化した水路構造物等の更新、内水氾濫常襲箇所等における内水排除用ポンプ設置検討と設備の計画的更新、下水道施設の耐水化対策、さらには農業用排水機場・排水路・農業用ため池の整備等を進め、総合的に内水氾濫対策を推進する。 また、「令和7年8月10日からの大雨時における排水機場等の稼働状況等に関する検証委員会」の検証結果等を踏まえ、浸水被害のおそれのある建物等を対象に止水板の購入又は設置に対する補助の実施や、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合又は河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定しており、内水ハザードマップの作成により、市民への周知を図ることとしている。</p>	<p>【略】 (7) 道路橋梁、河川対策 【略】 【追加】</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
68	01	本編	2	1	4	2	1	113	修正	<p>(1) 道路環境の整備 ア【略】 イ【略】 (ハ)その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良等の整備に努める。</p> <p>熊本市で整備中の主要幹線道路(令和8年3月31日現在) <u>【削除】</u> (都)池田町花園線 <u>【削除】</u> <u>【削除】</u> (一)砂原四方寄線(砂原工区) 国道501号(飽田バイパス) (一)天明川尻線(海路口工区) など</p>	<p>(1) 道路環境の整備 ア【略】 イ【略】 (ハ)その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良等の整備に努める。</p> <p>熊本市で整備中の主要幹線道路(令和7年3月31日現在) (都)坪井龍田陣内線 (都)池田町花園線 <u>(一)砂原四方寄線(池上工区)</u> <u>(一)池上インター線(池上工区)</u> (一)砂原四方寄線(砂原工区) 国道501号(飽田バイパス) (一)天明川尻線(海路口工区) など</p>
69	01	本編	2	1	4	2	4	115	修正	<p>災害時の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震性、安全性の強化を図り、整備を推進するとともに、<u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>災害時の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震性、安全性の強化を図り、整備を推進する。<u>【追加】</u>。</p>
70	01	本編	2	1	4	2	5	116	修正	<p>下水道は、【略】 特に浸水のおそれのある地域については、重点的に実施するものとする。 <u>なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>下水道は、【略】 特に浸水のおそれのある地域については、重点的に実施するものとする。 <u>【追加】</u>。</p>
71	01	本編	2	1	5	4	2	134	修正	<p>市、県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難<u>及び広域一時滞在</u>が可能となるよう、他の地方公共団体との<u>広域一時滞在に係る</u>広域協定の締結、熊本連携中枢都市圏の近隣市町村との広域的な避難体制の構築や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者の搬送が円滑に実施されるよう搬送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>市、県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難<u>及び広域一時滞在に係る</u>広域協定の締結、熊本連携中枢都市圏の近隣市町村との広域的な避難体制の構築や、<u>被災者の搬送が円滑に実施されるよう搬送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする</u><u>とともに、県と連携して広域避難計画の作成を検討する。</u></p>
72	01	本編	2	1	5	6	2	136	修正	<p>住民は1(1)～(6)の内容<u>や、家族との連絡方法や自家用車も含めた事前避難先の確保</u>等を平時から確認しておき、大規模災害の発生、津波が発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。</p>	<p>住民は1(1)～(6)の内容<u>や、家族との連絡方法</u>等を平時から確認しておき、大規模災害の発生、津波が発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。</p>
73	01	本編	2	1	5	7	1	136	修正	<p>市民、地域の防災組織、避難所を設置する施設の管理者及び市は、互いに協力して避難所の開設や運営を行うことを基本とする。 <u>また、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。</u></p>	<p>市民、地域の防災組織、避難所を設置する施設の管理者及び市は、互いに協力して避難所の開設や運営を行うことを基本とする。 <u>【追加】</u>。</p>
74	01	本編	2	1	5	11		140	新規	<p><u>第11項 災害時の車中泊避難への対策</u> 市は、熊本地震などの車中泊避難の発生状況を踏まえ、災害発生時には、様々な理由によりやむを得ず車中泊避難を選択する避難者が一定程度発生することを想定し、<u>車中泊避難は健康管理や避難者等の状況把握の面で課題があり望ましいものではないこと、長期の生活を送る場所として適切ではないことを前提に、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策について検討する。</u></p>	<p><u>【新規】</u></p>
75	01	本編	2	1	5	11	1	140	新規	<p><u>1市民への啓発</u> 市は、住民に対して、車中泊避難者支援に関するマニュアル等を用いて、<u>車中泊避難時の注意点など、必要な啓発を図るものとする。</u></p>	



令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
76	01	本編	2	1	5	11	2	140	新規	<u>2車中泊避難場所の提供</u> <u>車中泊避難者を支援するために、車中泊避難場所を指定し、避難場所の整備に努める。</u>	
77	01	本編	2	1	5	11	3	140	新規	<u>3避難者に対する支援</u> <u>市は、車中泊避難場所等に避難者が集まっている状況を踏まえ、必要な措置を検討する。</u>	
78	01	本編	2	1	6	1		141	修正	令和7年度（2025年度）から、災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者名簿に統合するかたちで一本化し、 <u>避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。</u>	令和7年度（2025年度）から、災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者名簿に統合するかたちで一本化するとともに、 <u>令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成について、より推進していく体制を構築する。</u>
79	01	本編	2	1	6	1	4	142	修正	(1) 個別避難計画の作成 市は、災害対策基本法第49条の14第1項に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u>	(1) 個別避難計画の作成 市は、災害対策基本法第49条の14第1項に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>【追加】</u>
80	01	本編	2	1	6	2	2	146	修正	社会福祉施設には、自力では歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人や児童が入所あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。 災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。 <u>また、市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。さらに、耐災害性の向上を推進するため、非常用自家発電の整備や老朽化した設備の更新を支援する。</u>	社会福祉施設には、自力では歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人や児童が入所あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。 災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。 <u>【追加】</u>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」		
81	01	本編	2	1	7	2	1	150	修正	<p>■基幹災害拠点病院（県全域で活動） 病院名：熊本赤十字病院 住所：熊本市東区長嶺南2-1-1 DMAT：5チーム <u>【削除】</u></p> <p>■地域災害拠点病院（熊本市等で活動）病院名：済生会熊本病院 住所：熊本市南区近見5-3-1 DMAT：5チーム <u>【削除】</u></p> <p>病院名：<u>独立行政法人</u>国立病院機構熊本医療センター 住所：熊本市中央区二の丸1-5 DMAT：4チーム <u>【削除】</u></p> <p>病院名：<u>熊本大学病院</u> 住所：<u>熊本市中央区本荘1-1-1</u> DMAT：3チーム</p> <p>病院名：<u>熊本市民病院</u> 住所：<u>熊本市東区東町4-1-60</u> DMAT：1チーム</p> <p>病院名：<u>熊本中央病院</u> 住所：<u>熊本市南区田井島1-5-1</u> DMAT：1チーム</p>	<p>■基幹災害拠点病院（県全域で活動） 病院名：熊本赤十字病院 住所：熊本市東区長嶺南2-1-1 DMAT：5チーム <u>三次救急：救命/DH</u></p> <p>■地域災害拠点病院（熊本市等で活動） 病院名：済生会熊本病院 住所：熊本市南区近見5-3-1 DMAT：5チーム <u>三次救急：救命</u></p> <p>病院名：<u>_____</u>国立病院機構熊本医療センター 住所：熊本市中央区二の丸1-5 DMAT：3チーム <u>三次救急：救命</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p><u>【追加】</u></p>
82	01	本編	2	1	7	2	1	151	削除	<p>提供：熊本県（医療政策課）</p> 	<p>出典：第8次熊本県保健医療計画の図</p> 
83	01	本編	2	1	7	2	1	151	修正	<p><u>(5) 市、県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 【略】</u></p>	<p><u>【追加】</u></p> <p><u>(5) 【略】</u></p>
84	01	本編	2	1	7	2	2	152	修正	<p>(8) 県は、DMATを保有し、_____、DMATの派遣に協力する意思のある病院をDMAT指定医療機関に指定し、派遣に関する協定を締結する。</p>	<p>(8) 県は、DMATを保有する病院のうち、DMATの派遣に協力する意志のある病院をDMAT指定医療機関に指定し、派遣に関する協定を締結する。</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
85	01	本編	2	1	8	1	156	修正	5 学校は、地震による火災の発生に備え、 <u>プールの利用状況を踏まえ</u> 、プール貯水槽への常時貯水に努める。	5 学校は、地震による火災の発生に備え、プール貯水槽に常時貯水しておく。	
86	01	本編	2	1	8	5	157	修正	2 学校は、 <u>常備している一般医薬品について</u> 、定期的に点検する。	2 学校は、 <u>緊急医薬品を常備し</u> 、定期的に点検する。	
87	01	本編	2	1	9	1	3	158	修正	原則として既設のごみステーションを一次仮置場とし、別途、必要に応じて地元住民が土地の管理者の同意を得た上で、収集車の出入りが可能で周辺の迷惑にならない場所に設置すること <u>ができる</u> 。	原則として既設のごみステーションを一次仮置場とし、別途、必要に応じて地元住民が土地の管理者の同意を得た上で、収集車の出入りが可能で周辺の迷惑にならない場所に設置すること <u>とする</u> 。
88	01	本編	2	1	9	3	3	159	修正	短期間での災害廃棄物の <u>再資源化</u> 、焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場（二次仮置場）の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。 (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。 (2) <u>周辺への環境影響</u> に支障がないこと。 (3) <u>効率的な搬入ルート</u> 、 <u>道路幅員が確保できること</u> 。 (4) <u>浸水想定区域でないこと</u> 。	短期間での災害廃棄物の <u>リサイクル</u> 、焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場（二次仮置場）の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。 (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。 (2) <u>環境衛生</u> に支障がないこと。 (3) <u>搬入に便利なこと</u> 。 (4) <u>分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと</u> 。
89	01	本編	2	1	9	3	4	159	修正	市は、応援協力体制を整備するにあたり、廃棄物処理業者等の各種団体並びに他自治体と <u>応援協定</u> の締結を行うなど、事前に応援体制の整備を図るものとする。 また、災害発生時に災害廃棄物の処理の対応を、市が単独で行うことが困難な場合は、県と連携し他自治体との応援協力体制を迅速に構築する。	市は、応援協力体制を整備するにあたり、廃棄物処理業者等の各種団体並びに他自治体と <u>応援協書</u> の締結を行うなど、事前に応援体制の整備を図るものとする。 また、災害発生時に災害廃棄物の処理の対応を、市が単独で行うことが困難な場合は、県と連携し他自治体との応援協力体制を迅速に構築する。
90	01	本編	2	1	11			161	削除	<u>【削除】</u> 第11節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応 <u>【略】</u>	
91	01	本編	2	1				162	新規	<u>【新規】</u> 第11節 復興事前準備 市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努めるものとする。	
92	01	本編	2	2	1			165	新規	<u>【新規】</u> 第1項 災害対応における基本原則 市町村には、災害対策基本法第5条に基づき、本計画に定める防災対策を実施する責務がある。 そのため、本市の全職員は、日頃より本計画及び担当する災害対応業務の習熟に努め、災害発生のおそれ、又は災害が発生した場合には、次の災害対応における基本原則に基づき災害応急対策を実施するものとする。 <u>■災害対応における基本原則</u> ・人命を最優先に判断 ・常に最悪の事態を想定 ・空振りを恐れずに実行 以降、項番号繰り下げ	
93	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	2 配備基準 <u>次表に該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるとき。</u> (表) <u>【略】</u>	2 配備基準 <u>（表）【略】</u>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
94	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	水防本部（風水害時） レベル2 情報収集態勢 風水害 ・ <u>氾濫</u> 、大雨、 <u>土砂災害</u> 、大雪、高潮注意報が発表されたとき ・ <u>熊本県に気象解説情報（線状降水帯半日前予測）が発表されたとき</u> 【削除】 【削除】 ・ <u>その他</u> 、危機管理監が必要と判断したとき	水防本部 レベル2 情報収集態勢 風水害 ・大雨、大雪、 <u>洪水</u> 、高潮注意報※1が発表されたとき 【追加】 ※1 台風接近時等、緊急に対応が必要な場合に限る ・ <u>県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき</u> ・危機管理監が必要と判断したとき
95	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	水防本部（風水害時） レベル2 情報収集態勢 風水害（人員） <u>3～6</u>	水防本部（風水害時） レベル2 情報収集態勢 風水害（人員） <u>3～13</u>
96	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	災害警戒本部（地震・津波） レベル2 情報収集態勢 地震・津波 【削除】 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	災害警戒本部（地震・津波） レベル2 情報収集態勢 地震・津波 ・ <u>津波注意報が発表された場合</u> ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
97	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	水防本部（風水害時） レベル3 初動準備態勢 風水害 ・ <u>氾濫</u> 、大雨、 <u>土砂災害</u> 、大雪、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき ・ <u>氾濫、大雨、土砂災害注意報が発表されたときかつ熊本県に気象解説情報（線状降水帯半日前予測）が発表されたとき</u> ・高齢者等避難発令（警戒レベル3）	水防本部（風水害時） レベル3 初動準備態勢 風水害 ・大雨、大雪、 <u>洪水</u> 、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき 【追加】 ・ <u>高齢者等避難発令（災害警戒レベル3）</u>
98	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	水防本部（風水害時） レベル3 初動準備態勢 風水害（人員） <u>5.2～5.6</u>	水防本部（風水害時） レベル3 初動準備態勢 風水害（人員） <u>5.2</u>
99	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	災害警戒本部（地震・津波） レベル3 初動準備態勢 地震・津波 ・震度4の地震発生 ・ <u>津波注意報が発表された場合</u> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	災害警戒本部（地震・津波） レベル3 初動準備態勢 地震・津波 ・震度4の地震発生 【追加】 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
100	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	災害警戒本部 レベル4 応急活動準備態勢 風水害 ・ <u>氾濫、大雨、土砂災害、高潮危険警報が発表されたとき</u> ・今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき 【削除】 ・ <u>熊本地方に気象防災速報（線状降水帯直前予測）が発表され、市域付近で線状降水帯による大雨の可能性が予想される場合</u> ・ <u>熊本地方に気象防災速報（線状降水帯発生）が発表されたとき</u> ・避難指示発令（警戒レベル4）	災害警戒本部 レベル4 応急活動準備態勢 風水害 【追加】 ・今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ・ <u>土砂災害警戒情報が発表されたとき</u> 【追加】 【追加】 ・避難指示発令（災害警戒レベル4）

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
101	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	水防本部（風水害時） レベル4 応急活動準備態勢 風水害（人員） <u>102</u>	水防本部（風水害時） レベル4 応急活動準備態勢 風水害（人員） <u>95</u>
102	01	本編	2	2	1	1	2	165	修正	災害警戒本部 レベル4 応急活動準備態勢 地震・津波 <u>【削除】</u> ・震度5弱の地震発生 ・長周期地震動階級3が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	災害警戒本部 レベル4 応急活動準備態勢 地震・津波 ・ <u>高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合</u> ・震度5弱の地震発生 ・長周期地震動階級3が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
103	01	本編	2	2	1	2	1	170	修正	水防本部は、次の <u>設置基準</u> のいずれかに該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。 <u>なお、危機管理監は、被害状況や今後の気象状況等を鑑み、支障がないと判断した場合は、総員を減じて本部を設置することができる。</u> <u>【削除】</u> <u>【削除】</u> <u>【削除】</u> <u>【削除】</u>	水防本部は、次の <u>各号</u> のいずれかに該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。 <u>【追加】</u> <u>(1) 熊本地方気象台から氾濫、大雨、土砂災害、高潮等に関する注意報又は警報が発表されたとき</u> <u>(2) 水防法第10条（国の機関が行う洪水予報等）第3項の規定に基づく知事からの洪水、津波又は高潮に関する通知（レベル2 氾濫注意報及びレベル3 氾濫警報）があったとき</u> <u>(3) 水防法第11条（都道府県知事が行う洪水予報）第1項の規定に基づく知事からの洪水に関する通知があったとき</u> <u>(4) 水防法第16条（水防警報）第3項の規定に基づく知事からの水防警報に関する通知があったとき</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、情報収集などの対応が必要なとき</u>
104	01	本編	2	2	1	2	1	170	修正	■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 （設置基準） レベル2 情報収集態勢 ○ <u>氾濫、大雨、土砂災害、大雪</u> <u>高潮注意報</u> が発表されたとき <u>【削除】</u> ・ <u>熊本県に気象解説情報（線状降水帯半日予測）が発表されたとき</u> ○その他、危機管理監が必要と判断したとき <u>【削除】</u>	■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 レベル2 情報収集態勢 （配備基準） ○ <u>大雨、大雪、洪水、高潮注意報※1</u> が発表されたとき ○ <u>県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき</u> <u>【追加】</u> ○その他、危機管理監が必要と判断したとき <u>※1 台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る</u>
105	01	本編	2	2	1	2	1	170	修正	注意態勢 レベル2 情報収集態勢 風水害（総員） <u>3～6名</u>	注意態勢 レベル2 情報収集態勢 風水害（総員） <u>3～13名</u>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
106	01	本編	2	2	1	2	1	170	修正	<p>■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 レベル3 初動準備態勢 (設置基準) ○<u>氾濫、大雨、土砂災害、大雪、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき</u> ・<u>氾濫、大雨、土砂災害注意報が発表されたときかつ熊本県に気象解説情報(線状降水帯半日前予測)が発表されたとき</u> ○高齢者等避難発令(警戒レベル3)</p>	<p>■熊本市水防本部の設置基準表 注意態勢 レベル3 初動準備態勢 (配備基準) ○<u>大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき</u> 【追加】 ○高齢者等避難発令(警戒レベル3)</p>
107	01	本編	2	2	1	2	1	170	修正	<p>注意態勢 レベル3 初動準備態勢 風水害(総員) <u>52~56名</u></p>	<p>注意態勢 レベル3 初動準備態勢 風水害(総員) <u>52名</u></p>
108	01	本編	2	2	1	2	1	170	修正	<p>※風水害における警戒態勢時には熊本市災害警戒本部を設置する。その設置基準は「第2章 第1節第4項災害警戒本部 1 設置基準」を参照</p>	<p>※風水害における警戒態勢時には熊本市災害警戒本部を設置する。その設置基準は「第3章 第1節第3項災害警戒本部 1 設置基準」を参照</p>
109	01	本編	2	2	1	2	3	170	修正	<p>「本編第2部第2章第1節第5項 水防本部・災害警戒本部の組織」別表1 熊本市水防本部態勢図のとおり。</p>	<p>「本編第2部第2章第1節第4項 水防本部・災害警戒本部の組織」別表1 熊本市水防本部態勢図のとおり。</p>
110	01	本編	2	2	1	2	4	171	修正	<p>(水防本部) 責任者 ○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の各班及び水防部の活動・災害応急対策等及び態勢等の状況を把握し、必要に応じ初期応急対策及び新たな態勢への変更を<u>検討</u>する。 ○<u>今後の気象情報等を踏まえ、避難情報の発令や避難場所・避難所の開設が必要と判断した場合は、本部長及び副本部長に進言し、市長への具申を依頼する。</u> ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター(わくわくランド)」へ職員を配置する。</p>	<p>(水防本部) 責任者 ○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の各班及び水防部の活動・災害応急対策等及び態勢等の状況を把握し、必要に応じ初期応急対策及び新たな態勢への変更を<u>協議</u>する。 【追加】 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター(わくわくランド)」へ職員を配置する。</p>
111	01	本編	2	2	1	2	4	171	修正	<p>(水防本部) <u>報道担当</u> ○<u>報道機関等に公表する避難情報、被害情報等に係る報道資料の最終確認を行う。</u> ○<u>避難情報発令の発信内容及び発信状況の最終確認を行う。</u> ○<u>報道機関からの取材に対応する。</u></p>	<p>(水防本部) 【追加】</p>
112	01	本編	2	2	1	2	4	171	修正	<p>(水防本部) 管理班 ○被害情報の把握 【略】 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 ○<u>被害状況や防災気象情報等を踏まえ、配備態勢の変更、避難情報の発令及び避難場所・避難所の開設等の検討資料を整理し、責任者に報告する。</u> ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 《<u>河川担当者</u>》 ○<u>河川に関する情報の監視を行うとともに、避難指示等の発令に備え、必要に応じて事前に班長と避難指示等の対象区域等の検討を行う。</u> ○<u>河川の水位がサイレン吹鳴基準(レベル4 氾濫危険水位。なお、坪井警報局についてはレベル2 氾濫注意水位)に到達した場合には、防災行政無線等を通じてサイレンを自動吹鳴する仕組みとなっている。河川担当者は当該システムが意図どおり作動したか確認するとともに、サイレン吹鳴後は、その状況を速やかに責任者に報告する。</u></p>	<p>(水防本部) 管理班 ○被害情報の把握 【略】 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 【追加】 ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 【追加】</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
113	01	本編	2	2	1	3	1	173	修正 災害警戒本部は、災害警戒本部の設置基準表に該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。 また、危機管理監は、被害状況や今後の気象状況等を鑑み、適切な災害対応を実施するため、必要と判断した場合は、水防業務経験職員に本部室管理調整班の応援を要請することができるものとする。なお、適切な災害対応の実施に支障がないと判断した場合は、総員を減じて本部を設置することができる。 【削除】 【削除】 【削除】 【削除】 【削除】 【削除】 【削除】 【削除】	修正 災害警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。【追加】 (1) 今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想される時 (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (3) 避難指示発令（警戒レベル4） (4) 気象庁発表による震度4以上の地震が、市域に発生した場合 (5) 長周期地震動階級3が発表された場合 (6) 津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報又は津波警報が発表された場合 (7) 気象庁発表による南海トラフ地震臨時情報（情報種別が、「調査中」、「巨大地震注意」又は「巨大地震警戒」に限る。）が発表された場合 (8) 県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合 (9) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合 (10) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生し又は発生するおそれがある場合
114	01	本編	2	2	1	3	1	174	修正 ■災害警戒本部の設置基準表 （設置基準） レベル2 情報収集態勢 【地震・津波】 【削除】 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	修正 ■災害警戒本部の設置基準表 （配備基準） レベル2 情報収集態勢 【地震・津波】 ○津波注意報が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
115	01	本編	2	2	1	3	1	174	修正 ■災害警戒本部の設置基準表 （設置基準） レベル3 初動準備態 【地震・津波】 ○震度4 の地震発生 ○津波注意報が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	修正 ■災害警戒本部の設置基準表 （配備基準） レベル3 初動準備態 【地震・津波】 ○震度4 の地震発生 【追加】 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
116	01	本編	2	2	1	3	1	174	修正	<p>■災害警戒本部の設置基準表 (設置基準) レベル4 応急活動準備態勢 【風水害】 <u>○氾濫、大雨、土砂災害、高潮危険警報が発表されたとき</u> ○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき 【削除】 <u>○熊本地方に気象防災速報(線状降水帯直前予測)が発表され、市域付近で線状降水帯による大雨の可能性が予想される場合</u> <u>○熊本地方に気象防災速報(線状降水帯発生)が発表されたとき</u> ○避難指示発令(警戒レベル4) 【地震・津波】 【削除】 ○震度5弱の地震発生 ○長周期地震動階級3が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき</p>	<p>■災害警戒本部の設置基準表 (配備基準) レベル4 応急活動準備態勢 【風水害】 【追加】 ○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき <u>○土砂災害警戒情報が発表されたとき</u> 【追加】 【追加】 ○避難指示発令(警戒レベル4) 【地震・津波】 <u>○高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合</u> ○震度5弱の地震発生 ○長周期地震動階級3が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき</p>
117	01	本編	2	2	1	3	3	175	修正	<p>「本編第2部第2章第1節第5項 水防本部・災害警戒本部の組織」別表2～別表4 熊本市災害警戒本部態勢図のとおり。</p>	<p>「本編第2部第2章第1節第4項 水防本部・災害警戒本部の組織」別表2～別表4 熊本市災害警戒本部態勢図のとおり。</p>
118	01	本編	2	2	1	3	4	175	修正	<p>(災害警戒本部)本部室 共通 室長 ○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の各対策部の活動・災害応急対策等及び態勢等の状況を把握し、必要に応じ初期応急対策及び新たな態勢への変更を検討する。 <u>○今後の気象情報等を踏まえ、避難情報の発令や避難場所・避難所の開設が必要と判断した場合は、本部長及び副本部長に進言し、市長への具申を依頼する。</u> ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター(わくわくランド)」へ職員を配置する。 【削除】</p>	<p>(災害警戒本部)本部室 共通 室長 ○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の各対策部の活動・災害応急対策等及び態勢等の状況を把握し、必要に応じ初期応急対策及び新たな態勢への変更を協議する。 【追加】 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター(わくわくランド)」へ職員を配置する。 <u>○副責任者がいる場合においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。</u></p>
119	01	本編	2	2	1	3	4	175	修正	<p>(災害警戒本部)本部室 共通 報道担当 <u>○報道機関等に公表する避難情報、被害情報等に係る報道資料の最終確認を行う。</u> <u>○避難情報発令の発信内容及び発信状況の最終確認を行う。</u> <u>○報道機関からの取材に対応する。</u></p>	<p>【追加】</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
120	01	本編	2	2	1	3	4	176	修正	<p>(災害警戒本部)本部室 対応部 管理調整班 ○被害情報の把握、共有する。 【略】 ・上記の全ての事項について、逐次整理・集計等し、現況を揭示・表示(地図等への記載を含む)するとともに、日毎の総括を紙媒体及び電子媒体で保存する。 <u>○被害状況や防災気象情報等を踏まえ、配備態勢の変更、避難情報の発令及び避難場所・避難所の開設等の検討資料を整理し、責任者に報告する。</u> ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 ○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。また、責任者との連絡を密に行う。 <u>《河川担当者》</u> <u>○情報整理班(観察員)と情報を共有して河川に関する情報の監視を行うとともに、避難指示等の発令に備え、必要に応じて事前に班長と避難指示等の対象区域等の検討を行う。</u> <u>○河川の水位がサイレン吹鳴基準(レベル4氾濫危険水位。※なお、坪井警報局についてはレベル2氾濫注意水位)に到達した場合には、防災行政無線等を通じてサイレンを自動吹鳴する仕組みとなっている。河川担当者は当該システムが意図どおり作動したか確認するとともに、サイレン吹鳴後は、その状況を速やかに責任者に報告する。</u></p>	<p>(災害警戒本部)本部室 対応部 管理調整班 ○被害情報の把握、共有する。 【略】 ・上記の全ての事項について、逐次整理・集計等し、現況を揭示・表示(地図等への記載を含む)するとともに、日毎の総括を紙媒体及び電子媒体で保存する。 <u>【追加】</u> ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 ○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。また、責任者との連絡を密に行う。 <u>【追加】</u></p>
121	01	本編	2	2	1	3	4	176	修正	<p>(災害計画本部)情報整理班 ○班員(観察員)は、降雨・水位状況を正確に把握し、気象等の予警報を防災情報システムに入力するとともに、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。<u>また、河川に関する情報については、随時管理調整班河川担当者との情報を共有する。</u></p>	<p>(災害計画本部)情報整理班 ○班員(観察員)は、降雨・水位状況を正確に把握し、気象等の予警報を防災情報システムに入力するとともに、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。<u>【追加】</u></p>
122	01	本編	2	2	1	4	179	修正	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢(災害警戒レベル2・3) 【レベル2】情報収集態勢</p> <p>・<u>氾濫、大雨、土砂災害、大雪</u> 高潮 注意 報のいずれかの発表 ・<u>熊本県に気象解説情報(線状降水帯半日前予測)が発表されたとき</u></p>	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢(災害警戒レベル2・3) 【レベル2】情報収集態勢</p> <p>・ <u>大雨、大雪、洪水、高潮</u>※1注意報 <u>【追加】</u></p>	
123	01	本編	2	2	1	4	179	修正	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢(災害警戒レベル2・3) 【レベル2】情報収集態勢 総員 <u>3名～6名</u></p>	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢(災害警戒レベル2・3) 【レベル2】情報収集態勢 総員 <u>3名～1.3名</u></p>	

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
124	01	本編	2	2	1	4	179	修正	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 本部室</p> <p><u>避難情報発令の検討が必要な場合は、管理職2名が参集し、検討を行う</u></p> <p>責任者：危機管理防災部 1名 (増員) <u>危機管理防災部 1～3名</u> <u>うち、河川担当者1名</u> <u>※注意報（大雪を除く）発表で1名、気象状況※2を踏まえ2名をそれぞれ増員。</u></p> <p>政策局又は総務局 1名 都市建設局 1名 ・注意報発表時のみ参集</p>	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 本部室</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>責任者：危機管理防災部 1名 <u>【追加】</u></p> <p><u>【追加】</u></p> <p>政策局又は総務局 1名 都市建設局 1名 ・注意報発表時のみ参集</p>
125	01	本編	2	2	1	4	179	修正	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 <u>【削除】</u></p>	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 <u>区水防部</u></p> <p><u>強い降雨等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、警戒レベル3を 発令する場合</u></p> <p><u>《情報対応班》</u> 中央区 2 東区 2 西区 2 南区 2 北区 2 小計 10名</p>
126	01	本編	2	2	1	4	179	修正	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 <u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p>※1気象警報等が発表されない状態で、各局独自に職員を配備する場合など、危機管理監の判断により設置し、各局と情報を共有し対応する。</p> <p><u>※2危機管理防災部の気象状況による増員は、危機管理防災部管理職が、防災気象情報等を踏まえて判断する。</u></p>	<p>別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢</p> <p><u>被害状況次第で、気象警報等解除後も、避難指示等を継続する場合もある。その場 合には、避難指示等が発表されている区のみ態勢を取ることにする</u></p> <p><u>※1高潮注意報は、台風接近時等で緊急に対処が必要な場合に限る。</u></p> <p>※2気象警報等が発表されない状態で、各局独自に職員を配備する場合など、危機管理監の判断により設置し、各局と情報を共有し対応する。</p> <p><u>【追加】</u></p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
127	01	本編	2	2	1	4	179	修正	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 ・ 氾濫、大雨、土砂災害、大雪、 高潮、暴風、暴風雪、波浪警報いずれかの発表 ・ 氾濫、大雨、土砂災害 注意報が発表されたときかつ熊本県に気象解説情報（線状降水帯半日前予測）が発表されたとき ・高齢者等避難発令 【略】	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 ・ 大雨、 大雪、 洪水、 高潮、暴風、暴風雪、波浪警報いずれかの発表 【追加】 ・高齢者等避難発令 【略】
128	01	本編	2	2	1	4	179	修正	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 5.2～5.6名	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 5.2名
129	01	本編	2	2	1	4	179	修正	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 本部室 1.5名 責任者：危機管理防災部管理職 1名 報道担当：危機管理防災部管理職 1名 ※避難情報発令時又は検討が必要な場合等に管理職2名を配置 《管理班》 危機管理防災部（班長） 1 ※管理職不在の場合は責任者を兼任 危機管理防災部（河川担当者） 1 危機管理防災部 2 小計 4名 《情報班》 【略】	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 本部室 1.1名 責任者：危機管理防災部 1名 【追加】 【追加】 《管理班》 危機管理防災部（班長） 1 【追加】 【追加】 【追加】 小計 1名 《情報班》 【略】
130	01	本編	2	2	1	4	179	修正	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 ※ <u>本部長の判断で、</u> 以下の場合は、各対策部の一部を除き、 <u>人員を減員する</u> ことができる。 ・高潮又は波浪警報のみ発令 ・警報の発表がなく高齢者等避難発令のみ ・ <u>夜間に避難情報を発令する見込みがある場合や、気象警報等解除後も被害状況により避難情報発令を継続する場合は、本部室管理班及び避難指示等が発令されている区水防部（情報対応班）のみ態勢を検討。</u> ○各区水防部・上下水道水防部・農水水防部 電話対応、情報入力、情報集計、本部連絡、状況調査・現場監視の各担当者及び実動班※の担当者を配置する（兼任可） ※実動班は、各区水防部と上下水道水防部、農水水防部に配置	別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 ※ <u>以下</u> の場合は、各対策部の一部を除く <u>以下</u> ことができる。 ・高潮又は波浪警報のみ発令 ・警報の発表がなく高齢者等避難発令のみ 【追加】 ○各区水防部・上下水道水防部・農水水防部 電話対応、情報入力、情報集計、本部連絡、状況調査・現場監視の各担当者及び実動班※の担当者を配置する（兼任可） ※実動班は、各区水防部と上下水道水防部、農水水防部に配置

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
131	01	本編	2	2	1	4	180	修正	別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 ・ 氾濫、大雨、土砂災害、高潮危険警報いずれかの発表 ・今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき 【削除】 ・熊本地方に 気象防災速報（線状降水帯直前予測）が発表され、市域付近で線状降水帯による大雨の可能性が予想される場合 ・熊本地方に 気象防災速報（線状降水帯発生）が発表されたとき 【略】	別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 【追加】 ・今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ・ 土砂災害警報情報が発表されたとき 【追加】 【追加】 【略】
132	01	本編	2	2	1	4	180	修正	別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 <u>102名</u>	別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 <u>95名</u>
133	01	本編	2	2	1	4	180	修正	別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 本部室 <u>30名</u> 責任者：危機管理防災部 管理職 1名 報道担当：危機管理防災部 管理職 1名 副責任者：危機管理防災部 <u>2名</u> 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 危機管理防災部（河川担当者） <u>1</u> 危機管理防災部（河川）副担当者） <u>1</u> 危機管理防災部 <u>3</u> 政策局又は総務局（調整担当） 1 広報課（報道・記録担当） 1 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 1 教育委員会（学校避難所担当） 1 小計 <u>11名</u> 《電話対応班》 【略】	別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 本部室 <u>23名</u> 責任者：危機管理防災部 _____ 1名 【追加】 副責任者：危機管理防災部 <u>1名</u> 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 【追加】 【追加】 【追加】 政策局又は総務局（調整担当） 1 広報課（報道 _____ 担当） 1 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 1 教育委員会（学校避難所担当） 1 小計 <u>6名</u> 《電話対応班》 【略】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
134	01	本編	2	2	1	4	180	修正	別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4強化】災害警戒態勢 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 危機管理防災部（河川担当者） 1 危機管理防災部（河川）副担当者 1 危機管理防災部 3 政策局又は総務局（調整担当） 2 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 2 教育委員会（学校避難所担当） 4 管財課（車両担当） 1 小計 16名	別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4強化】災害警戒態勢 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 【追加】 【追加】 危機管理防災部 5 政策局又は総務局（調整担当） 2 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 2 教育委員会（学校避難所担当） 4 管財課（車両担当） 1 小計 16名
135	01	本編	2	2	1	4	181	修正	別表3【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 【削除】 【略】	別表3【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 ・津波注意報発表 【略】
136	01	本編	2	2	1	4	181	修正	別表3【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 ・（市域のいずれかで）震度4の地震発生 ・津波注意報発表 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され 【略】	別表3【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル3】初動準備態勢 ・（市域のいずれかで）震度4の地震発生 【追加】 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され 【略】
137	01	本編	2	2	1	4	182	修正	別表4【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 【削除】 ・（市域のいずれかで）震度5弱の地震発生 ・長周期地震動階級3が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され 【略】	別表4【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 ・（市域のいずれかで）高潮注意報・警報に加え津波注意報発表 ・（市域のいずれかで）震度5弱の地震発生 ・長周期地震動階級3が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され 【略】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
138	01	本編	2	2	1	5	3	184	修正	各局・区対策部 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 総務局対策部長 (総務局長) 総務班長 (行政管理部長) <u>人事班長 (人事部長)</u> 情報システム班長 (デジタル部長) 情報契約班長 (契約監理部長) </div>	各局・区対策部 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 総務局対策部長 (総務局長) 総務班長 (行政管理部長) <u>【追加】</u> 情報システム班長 (デジタル部長) 情報契約班長 (契約監理部長) </div>
139	01	本編	2	2	1	5	5	191	修正	(政策局) 政策総務班長 (総合政策部長) 担当課 政策企画課、データ戦略課、国際課、 庁舎建設課、庁舎周辺まちづくり課、 東京事務所、 <u>公共交通戦略課、</u> <u>E B P M推進センター</u>	(政策局) 政策総務班長 (総合政策部長) 担当課 政策企画課、データ戦略課、国際課、 庁舎建設課、庁舎周辺まちづくり課、 東京事務所、 <u>_____</u> <u>都市政策研究所</u>
140	01	本編	2	2	1	5	5	192	修正	(総務局) 総務班長 (行政管理部長) 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 職員の参集状況及び被災状況 (安否確認、被害)の総括に関すること。 <u>【削除】</u> <u>3 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関すること</u> <u>(他班の所管に属するものを除く。)</u> <u>4 緊急輸送車両の調達及び運用管理に関すること。</u> 担当課 総務課、法制課、 <u>_____</u> 管財課	(総務局) 総務班長 (行政管理部長) 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 職員の参集状況及び被災状況 (安否確認、被害)の総括に関すること。 <u>3 職員の配置、給与、厚生 (生活支援) 及び健康管理等に関すること。</u> <u>4 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関すること。</u> <u>5 緊急輸送車両の調達及び運用管理に関すること。</u> 担当課 総務課、法制課、 <u>改革プロジェクト推進課、</u> <u>業務支援課、人事課、労務厚生課、</u> 管財課
141	01	本編	2	2	1	5	5	192	修正	(総務局) <u>人事班長 (人事部長)</u> <u>1 職員の配置、給与、厚生 (生活支援) 及び健康管理等に関すること。</u> <u>2 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関すること。</u> <u>(他班の所管に属するものを除く。)</u> 担当課 <u>人事課、改革プロジェクト推進課、業務支援課、労務厚生課</u>	(総務局) <u>【新規】</u>
142	01	本編	2	2	1	5	5	193	修正	(健康福祉局) 福祉総務班長 (健康福祉部長) 担当課 健康福祉政策課、保護管理援護課、 高齢福祉課、介護保険課、介護事業指導課、 指導監査課、障がい福祉課、 障がいサービス課、障がい者福祉相談所、 国保年金課、 <u>保険料収納対策課</u>	(健康福祉局) 福祉総務班長 (健康福祉部長) 担当課 健康福祉政策課、保護管理援護課、 高齢福祉課、介護保険課、介護事業指導課、 指導監査課、障がい福祉課、 障がいサービス課、障がい者福祉相談所、 国保年金課 <u>_____</u>
143	01	本編	2	2	1	5	5	193	修正	(健康福祉局) 保健医療対策班長 (保健衛生部長) 担当課 健康危機管理課、感染症予防課、 医療対策課、生活衛生課、食品保健課、 動物愛護センター、健康づくり推進課、 <u>【削除】</u> こころの健康センター	(健康福祉局) 保健医療対策班長 (保健衛生部長) 担当課 健康危機管理課、感染症予防課、 医療対策課、生活衛生課、食品保健課、 動物愛護センター、健康づくり推進課、 <u>国保年金課、</u> こころの健康センター

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
144	01	本編	2	2	1	5	5	195	修正	(東区役所) 各区保健福祉班長(各区保健福祉部長) 担当課 福祉課、保護課(中央区及び東区は保護第一課、保護第二課) 保健こども課	(東区役所) 各区保健福祉班長(各区保健福祉部長) 担当課 福祉課、保護課(中央区_____は保護第一課、保護第二課)、保健こども課
145	01	本編	2	2	1	8		197	修正	<u>上下水道総務班長</u> <u>(総務部長)</u>	<u>水道総務班長</u> <u>(総務部長)</u>
146	01	本編	2	2	3			208	修正	市に災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、 <u>危険警報</u> 、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を市民に迅速かつ確実な伝達に努めるものとする。	市に災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、_____警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を市民に迅速かつ確実な伝達に努めるものとする。
147	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正	(1) 特別警報、 <u>危険警報</u> 、警報及び注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が <u>発生するおそれがあるときなど</u> には「注意報」が、重大な災害が <u>発生するおそれがあるときなど</u> には「警報」が、 <u>重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要なおそれがあるとき</u> には「 <u>危険警報</u> 」が、 <u>予想される減少が特に異常であるため</u> 重大な災害が <u>発生するおそれが著しく大きいとき</u> には「特別警報」が、_____県内の市町村ごとに_____発表される。 また、 <u>土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」</u> 、「 <u>竜巻ナウキャスト</u> 」等で発表される。 <u>なお、大雨_____の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等</u> では、_____市町村等をまとめた地域の名称が <u>用いられる</u> 場合がある。 ア 熊本地方気象台が熊本市に発表する特別警報、 <u>危険警報</u> 、警報、注意報の種類及び発表基準 (<u>令和8年5月29日</u> 予定) 表【略】	(1) 特別警報、_____警報及び注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が <u>起こる</u> <u>おそれのあるとき</u> には「注意報」が、重大な災害が <u>起こる</u> <u>おそれのあるとき</u> には「警報」が、_____重大な災害が <u>起こる</u> <u>おそれが著しく大きい場合</u> には「特別警報」が、 <u>現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して</u> 、県内の市町村ごとに <u>熊本地方気象台から</u> 発表される。 【追加】 また、大雨 <u>や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送など</u> では、 <u>重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり</u> 市町村等をまとめた地域の名称 <u>を用いる</u> 場合がある。 ア 熊本地方気象台が熊本市に発表する特別警報、_____警報・注意報の種類及び発表基準 (<u>令和5年6月8日</u> 現在) 表【略】
148	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正	(種類) 特別警報 <u>レベル5 氾濫特別警報</u> (発表基準) <u>○1級河川などの大河川(洪水予報河川)の氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>	【新規】
149	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正	(種類) 特別警報 <u>レベル5 大雨特別警報</u> (発表基準) <u>○大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な浸水害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>	(種類) 特別警報 _____大雨特別警報 (発表基準) <u>○大雨が特に異常であるため</u> _____重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____場合。大雨特別警報には、 <u>大雨特別警報(土砂災害)</u> 、 <u>大雨特別警報(浸水害)</u> 、 <u>大雨特別警報(土砂災害、浸水害)</u> のように、 <u>特に警戒すべき事項が明記される。</u>
150	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正	(種類) 特別警報 <u>レベル5 土砂災害特別警報</u> (発表基準) <u>○大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>	【新規】
151	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正	(種類) 特別警報 大雪特別警報 (発表基準) <u>○大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。</u>	(種類) 特別警報 大雪特別警報 (発表基準) <u>○大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい</u> _____場合。

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
152	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正 (種類) 特別警報 暴風特別警報 (発表基準) ○暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	(種類) 特別警報 暴風特別警報 (発表基準) ○暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
153	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正 (種類) 特別警報 暴風雪特別警報 (発表基準) ○雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	(種類) 特別警報 暴風雪特別警報 (発表基準) ○雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
154	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正 (種類) 特別警報 波浪特別警報 (発表基準) ○高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	(種類) 特別警報 波浪特別警報 (発表基準) ○高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
155	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正 (種類) 特別警報 レベル5 高潮特別警報 ○高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。	(種類) 特別警報 _____ 高潮特別警報 (発表基準) ○台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ 場合。【追加】 【追加】
156	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正 (種類) 危険警報 レベル4 氾濫危険警報 (発表基準) ○1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。	【新規】
157	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正 (種類) 危険警報 レベル4 大雨危険警報 (発表基準) ○大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な浸水害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。	【新規】
158	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正 (種類) 危険警報 レベル4 土砂災害危険警報 (発表基準) ○大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。	【新規】
159	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正 (種類) 危険警報 レベル4 高潮危険警報 (発表基準) ○高潮による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。	【新規】
160	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正 (種類) 警報 レベル3 氾濫警報 (発表基準) ○1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。	【新規】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
161	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正	<p>(種類) 警報 <u>レベル3</u>大雨警報 (発表基準) <u>○大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な浸水害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。</u></p>	<p>(種類) 警報 _____大雨警報 (発表基準) <u>○大雨によって_____重大な災害が起こる</u> おそれがあると予想される場合。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・表面雨量指数注1が28以上、又は土壌雨量指数注2が159以上になると予想される場合。 ただし、この土壌雨量指数は熊本市に設定された基準の最小値を示す。</p>
162	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正	<p>(種類) 警報 <u>レベル3</u>土砂災害警報 (発表基準) <u>○大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。</u></p>	<p>【新規】</p>
163	01	本編	2	2	3	2	1	209	修正	<p>(種類) <u>【削除】</u> (発表基準) <u>【削除】</u></p>	<p>(種類) 警報 <u>洪水警報</u> (発表基準) <u>○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</u> 具体的には、つぎの基準に達すると予想される場合。 <u>表【略】</u></p>
164	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 警報 暴風警報 (発表基準) <u>○暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u></p>	<p>(種類) 警報 暴風警報 (発表基準) ○暴風によって重大な災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・平均風速が20m/s以上になると予想される場合。</p>
165	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 警報 暴風雪警報 (発表基準) <u>○雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u> <u>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</u></p>	<p>(種類) 警報 暴風雪警報 (発表基準) ○雪を伴う暴風により重大な災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・雪を伴い、<u>陸上、海上ともに</u>平均風速が20m/s以上になると予想される場合。</p>
166	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 警報 大雪警報 (発表基準) <u>○大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u></p>	<p>(種類) 警報 大雪警報 (発表基準) ○大雪によって重大な災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・12時間__降雪の深さが山地で20cm以上、平地で10cm以上になると予想される場合。</p>
167	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 警報 波浪警報 (発表基準) <u>○高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u></p>	<p>(種類) 警報 波浪警報 (発表基準) ○高い波によって重大な災害が<u>起こる</u>おそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・有義波高が2.5m以上になると予想される場合。</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
168	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 警報 高潮警報 (発表基準) <u>○高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。</u></p>	<p>(種類) 警報 高潮警報 (発表基準) ○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって重大な災害が<u>起こる</u>。おそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・海岸線の潮位が<u>東京平均海面（TP）で3.5m以上になると予想される場合。</u></p>
169	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 注意報 <u>レベル2 氾濫注意報</u> (発表基準) <u>○1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。</u></p>	<p><u>【新規】</u></p>
170	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 注意報 <u>レベル2 大雨注意報</u> (発表基準) <u>○大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により、災害が起こるおそれのある場合に発表。</u></p>	<p>(種類) 注意報 _____大雨注意報 (発表基準) ○大雨によって _____災害が<u>起こる</u>。おそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・<u>表面雨量指数注1が15以上、又は土壌雨量指数注2が96以上になると予想される場合。ただし、この土壌雨量指数値は熊本市に設定された基準の最小値を示す。</u></p>
171	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 注意報 <u>レベル2 土砂災害注意報</u> (発表基準) <u>○大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。</u></p>	<p><u>【新規】</u></p>
172	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) <u>【削除】</u> (発表基準) <u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p>	<p>(種類) 注意報 <u>洪水警報</u> (発表基準) <u>○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合。</u> 具体的には、つぎの基準に達すると予想される場合。 <u>表【略】</u></p>
173	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 注意報 強風注意報 (発表基準) <u>○強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u></p>	<p>(種類) 注意報 強風注意報 (発表基準) ○強風によって災害が<u>起こる</u>。おそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・<u>陸上、海上ともに平均風速が10m/s以上になると予想される場合。</u></p>
174	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正	<p>(種類) 注意報 風雪注意報 (発表基準) <u>○雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u></p>	<p>(種類) 注意報 風雪注意報 (発表基準) ○雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・雪を伴い、<u>陸上、海上ともに平均風速10m/s以上になると予想される場合。</u></p>



令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
175	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正 (種類) 注意報 大雪注意報 (発表基準) ○大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	(種類) 注意報 大雪注意報 (発表基準) ○大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・12時間降雪の深さが山地で5cm以上、平地で3cm以上になると予想される場合。
176	01	本編	2	2	3	2	1	210	修正 (種類) 注意報 波浪注意報 (発表基準) ○高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	(種類) 注意報 波浪注意報 (発表基準) ○高い波によって災害が起るおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
177	01	本編	2	2	3	2	1	211	修正 (種類) 注意報 レベル2高潮注意報 (発表基準) ○高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。	(種類) 注意報 _____高潮注意報 (発表基準) ○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・海岸線の潮位が東京湾平均海面(TP)上2.8m以上になると予想される場合。
178	01	本編	2	2	3	2	1	211	修正 (種類) 注意報 融雪注意報 (発表基準) ○融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。	(種類) 注意報 融雪注意報 (発表基準) ○融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
179	01	本編	2	2	3	2	1	211	修正 (種類) 注意報 濃霧注意報 (発表基準) ○濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	(種類) 注意報 濃霧注意報 (発表基準) ○濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 【略】
180	01	本編	2	2	3	2	1	211	修正 (種類) 注意報 乾燥注意報 (発表基準) ○空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。	(種類) 注意報 乾燥注意報 (発表基準) ○空気が乾燥し、火災の危険が大きい_____と予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
181	01	本編	2	2	3	2	1	211	修正 (種類) 注意報 なだれ注意報 (発表基準) ○「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	(種類) 注意報 なだれ注意報 (発表基準) ○なだれが発生して災害が起るおそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 【略】
182	01	本編	2	2	3	2	1	211	修正 (種類) 注意報 低温注意報 (発表基準) ○低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。	(種類) 注意報 低温注意報 (発表基準) ○低温によって農作物、水道管(破裂)、道路(凍結)等に_____著しい被害の起るおそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 【略】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
183	01	本編	2	2	3	2	1	211	修正	<p><u>【削除】</u></p> <p>注1) 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。 注2) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。土壌雨量指数は1km格子毎に設定している。 注3) 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水危険度を監視することが可能である。 注4) 複合基準は(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。</p>
184	01	本編	2	2	3	2	1	212	修正	<p>(イ) 特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、<u>危険警報</u>、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。</p>
185	01	本編	2	2	3	2	1	212	修正	<p>(ウ) 特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭にできる限り簡明にして記載する。 (いつ) <u>警戒又は注意</u>すべき期間…「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す (どこで) <u>警戒又は注意</u>すべき地域…<u>概ね一次細分区域ごと</u> (何が) <u>警戒又は注意</u>すべき対象災害…土砂災害、浸水害、高波<u>など</u>具体的に示す。</p>
186	01	本編	2	2	3	2	1	212	修正	<p>イ 特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報の発表地域 <u>警戒又は注意を要する区域を指定して気象等の特別警報、危険警報、警報、注意報を発表する場合の細分区域は、次の「熊本県予報区域細分図」とおりである。</u> 熊本市は市町村等をまとめた地域、二次細分区域ともに「熊本市」である。</p> 
										<p>イ 特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報の発表地域 <u>原則として市町村(二次細分区域)ごとに発表する。気象台から発表される気象情報やテレビ・ラジオで特別警報・警報・注意報を放送される際は、市町村等をまとめた地域が利用される場合がある。</u> 熊本市は市町村等をまとめた地域、二次細分区域ともに「熊本市」である。</p> 

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
187	01	本編	2	2	3	2	1	213	修正	<p>■警報・注意報の地域細分図 市町村等をまとめた区域 宇城八代 二次細分区域 <u>八代市西部、八代市東部、宇土市、宇城市、美里町、氷川町</u></p>	<p>■警報・注意報の地域細分図 市町村等をまとめた区域 宇城八代 二次細分区域 <u>宇土市、宇城市、八代市</u>、美里町、氷川町</p>
188	01	本編	2	2	3	2	1	213	修正	<p>(2) <u>キキクル</u> <u>土砂キキクル</u> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <u>浸水キキクル</u> 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>(2) 気象情報 ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報、<u> </u>警報、注意報等を未だ行わずにに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。 イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、<u> </u>警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報・<u> </u>警報・注意報を補完するための補完的情報。 ウ 大雨警報を発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県<u> </u>記録的短時間大雨<u> </u>情報」がある。</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
189	01	本編	2	2	3	2	1	213	<p><u>洪水キキクル</u> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p><u>流域雨量指数の予測値</u> 各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>（参考）<u>大雨キキクル</u> 浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。</p>	【新規】
190	01	本編	2	2	3	2	1	213	<p><u>(4) 早期注意情報（警報級の可能性）</u> 5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、 「中」 の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（天草・芦北地方など）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	【新規】
191	01	本編	2	2	3	2	1	213	<p><u>(5) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）</u> 特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。</p> <p>なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。</p>	【新規】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

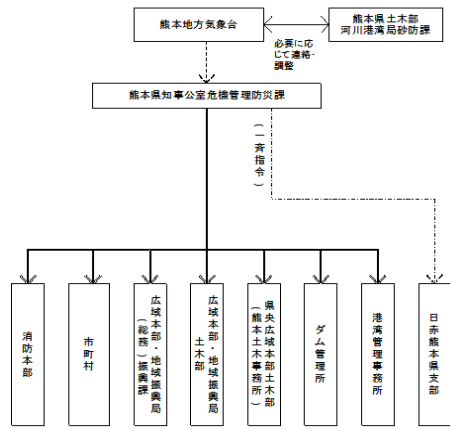
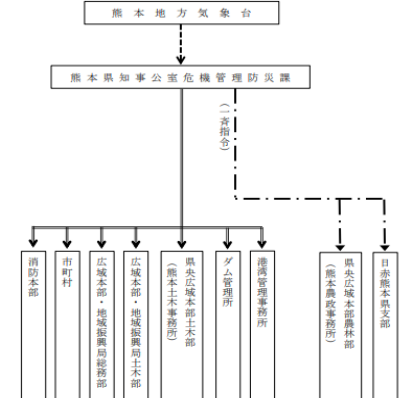
【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
192	01	本編	2	2	3	2	1	213	<p>(6)熊本県気象防災速報</p> <p>気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつづける場合に「気象防災速報」を発表する。熊本県気象防災速報で伝える情報は以下である。</p> <p>ア. 気象防災速報（記録的短時間大雨）</p> <p>レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ分析）された場合に、気象庁から「熊本県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。熊本県の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。」</p> <p>イ. 気象防災速報（線状降水帯発生）</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「熊本県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。</p> <p>※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>	【新規】
193	01	本編	2	2	3	2	1	213	<p>ウ. 気象防災速報（線状降水帯直前予測）</p> <p>線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「熊本県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。</p> <p>エ. 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。</p> <p>これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	【新規】
194	01	本編	2	2	3	2	1	214	<p>(7)全般気象解説情報、九州北部地方気象解説情報、熊本県気象解説情報</p> <p>気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。</p> <p>気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。</p> <p>また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。</p>	【新規】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
195	01	本編	2	2	3	2	1	214	修正	<p>(8)菊池川水系、白川、緑川水系、球磨川洪水予報（<u>氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報</u>）の発表基準</p> <p>○河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。菊池川水系については、菊池川河川事務所と熊本地方気象台、白川、緑川水系については熊本河川国道事務所と熊本地方気象台、球磨川については八代河川国道事務所と熊本地方気象台が共同で発表する。警戒レベル2及び3～5に相当する。</p> <p>また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川、及び、都道府県と共同で指定河川洪水予報を実施する一部河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。</p>	<p>(4) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準 白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系における洪水予報の種類は次のとおりである</p>
196	01	本編	2	2	3	2	1	214	修正	<p>（種類） <u>レベル2 氾濫注意報</u> <u>（警戒レベル2「河川氾濫」）</u> （発表基準） ○氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p>	<p>（種類） <u>氾濫注意情報（洪水注意報）</u> 【追加】 （発表基準） 基準地点の水位が氾濫注意水位 _____ に 達し、 _____ 水位が更に上昇することが予想されるときに発表する</p>
197	01	本編	2	2	3	2	1	214	修正	<p>（種類） <u>レベル3 氾濫警報</u> <u>（警戒レベル3相当情報「河川氾濫」）</u> （発表基準） ○<u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u></p>	<p>（種類） <u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u> 【追加】 （発表基準） 基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるときに発表する。</p>
198	01	本編	2	2	3	2	1	214	修正	<p>（種類） <u>レベル4 氾濫危険警報</u> <u>（警戒レベル4相当情報「河川氾濫」）</u> （発表基準） ○<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u></p>	<p>（種類） <u>氾濫危険情報（洪水警報）</u> 【追加】 （発表基準） 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇により、まもなく危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれ、氾濫のおそれがあるとき発表する。</p>
199	01	本編	2	2	3	2	1	214	修正	<p>（種類） <u>レベル5 氾濫特別警報</u> <u>（警戒レベル5相当情報「河川氾濫」）</u> （発表基準） ○<u>氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表する。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u></p>	<p>（種類） <u>氾濫発生情報（洪水警報）</u> 【追加】 （発表基準） 洪水予報の実施区内で氾濫が発生したときに発表する。</p>

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
200	01	本編	2	2	3	2	1	214	修正	(7) レベル4土砂災害危険警報 ○市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知する。	(7) 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき、大雨警報発表中で更に大雨による土砂災害発生危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、熊本県と熊本地方気象台が共同して発表するものである。
201	01	本編	2	2	3	2	1	214	修正	【削除】	(8) 土砂災害危険度情報 土砂災害危険度情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報として、1kmメッシュに細分化した地域単位で土砂災害発生危険度情報を熊本県統合型防災情報システムを通じ提供するものである。
202	01	本編	2	2	3	2	2	215	修正	(1) 特別警報、危険警報、警報及び注意報の伝達系統 特別警報、危険警報、警報及び注意報の伝達系統は次のとおりである。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。	(1) 特別警報、危険警報、警報及び注意報の伝達系統 特別警報、警報及び注意報の伝達系統は次のとおりである。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。
203	01	本編	2	2	3	2	2	216	修正	(3) レベル4土砂災害危険警報の伝達系統 レベル4土砂災害危険警報は、迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。なお、レベル4土砂災害危険警報は、次の伝達系統により実施する。	(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統 土砂災害警戒情報は、土砂災害による人的被害防止の観点から、大雨警報発表中で更に大雨による土砂災害発生危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、熊本県と熊本地方気象台が共同して発表するものである。気象庁ホームページ「土砂キキル（大雨警報（土砂災害の危険度分布））」及び熊本県ホームページ「防災情報くまもと」でも提供される。
204	01	本編	2	2	3	2	2	217	修正	レベル4土砂災害危険警報の伝達系統図 	土砂災害警戒情報の伝達系統図 

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
205	01	本編	2	2	3	3	1	218	修正	<p>(1) 伝達方法など ア 伝達方法 ①熊本市災害情報メール</p>	<p>(1) 伝達方法など ア 伝達方法 ①熊本市(水防本部、災害警戒本部又は災害対策本部)からメール又はFAX(国管理河川)</p>
206	01	本編	2	2	3	3	2	218	修正	<p>水防法第15条の規定により浸水想定区域内の施設の名称及び所在地を次に示す。 ア 地下街等 水防法第15条の規定により、次の施設については洪水予報等を伝達する。 また、これらの施設には、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」及び洪水時等の浸水の防止を図るための「浸水防止計画」の策定が義務付けられた。 なお、施設の選定基準は次のとおり。 ①延べ面積が千平方メートル以上の地下街 ②地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防災対象物 【略】</p>	<p>水防法第15条の規定により浸水想定区域内の施設の名称及び所在地を次に示す。 ア 地下街等 水防法第15条の規定により、次の施設については洪水予報等を伝達する。 また、これらの施設には、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」及び洪水時等の浸水の防止を図るための「浸水防止計画」の策定が義務付けられた。 【追加】 【略】</p>
207	01	本編	2	2	3	4		220	修正	<p>熊本市内における、洪水浸水想定区域、雨水出水想定区域又は高潮浸水想定区域内の施設に関し、次に掲げる伝達方法等に基づき、洪水予報等の伝達を行う。当該区域内の施設管理者は、情報を得たら早めの避難を行うもの。</p>	<p>熊本市内における、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域内の施設に関し、次に掲げる伝達方法等に基づき、洪水予報等の伝達を行う。当該区域内の施設管理者は、情報を得たら早めの避難を行うもの。</p>
208	01	本編	2	2	3	4		220	修正	<p>(1) 伝達方法など ア 伝達方法 ①熊本市災害情報メール</p>	<p>(1) 伝達方法など ア 伝達方法 ①熊本市(水防本部、災害警戒本部又は災害対策本部)からメール又はFAX(国管理河川)</p>
209	01	本編	2	2	3	5		220	新規	<p>5 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する津波災害に関する情報の伝達 熊本市内における津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、津波災害警戒情報等の津波災害に関する情報の伝達方法を次に示す。 (1) 伝達方法など ア 伝達方法 熊本市災害情報メール イ 伝達時期 津波災害警戒情報を熊本市(水防本部、災害警戒本部又は災害対策本部)が受信したとき (2) 避難計画の策定 ア 要配慮者利用施設の施設管理者は、本計画に定める津波災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を活用し、施設利用者が安全な避難行動をとるために必要な訓練や避難計画を策定しなければならない。 イ 市は津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者、施設の防災責任者等に対して、計画策定を周知する。</p>	<p>【新規】</p>
210	01	本編	2	2	5	1	2	228	修正	<p>(1) 避難指示等発令時の状況と住民に求める行動 ■避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動 発令される状況及び居住者等がとるべき行動</p>	<p>(1) 避難指示等発令時の状況と住民に求める行動 ■避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動 発令される状況及び居住者__がとるべき行動</p>
211	01	本編	2	2	5	1	2	228	修正	<p>(1) 避難指示等発令時の状況と住民に求める行動 ■避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動 【警戒レベル5】 緊急安全確保 (熊本市長が発令)</p>	<p>(1) 避難指示等発令時の状況と住民に求める行動 ■避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動 【警戒レベル5】 緊急安全確保 (熊本市__が発令)</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
212	01	本編	2	2	5	1	2	228	修正	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！【略】 	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者_がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！【略】
213	01	本編	2	2	5	1	2	229	修正	【警戒レベル4】 避難指示 (熊本市長が発令)	【警戒レベル4】 避難指示 (熊本市_が発令)
214	01	本編	2	2	5	1	2	229	修正	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (熊本市長が発令)	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (熊本市_が発令)
215	01	本編	2	2	5	1	2	229	修正	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ●高齢者等※は危険な場所から____避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。【略】 	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者_がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等※は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。【略】
216	01	本編	2	2	5	1	2	229	修正	【警戒レベル2】 レベル2大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報 (気象庁、気象庁と国土交通省が共同発表)	【警戒レベル2】 ____大雨・洪水____・高潮注意報 (気象庁____が____発表)
217	01	本編	2	2	5	1	2	229	修正	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、【略】 	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者_がとるべき行動：____ ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、____避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、【略】
218	01	本編	2	2	5	1	2	229	修正	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める 	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者_がとるべき行動：災害への心構えを高める
219	01	本編	2	2	5	1	2	229	修正	(2) 水害に関する発令基準 (7) 洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位 観測所名____ 地先名____	(2) 水害に関する発令基準 (7) 洪水予報基準水位 洪水予報基準地点 量水標設置場所
220	01	本編	2	2	5	1	2	229	修正	(2) 水害に関する発令基準 (4) 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所及び設定水位	(2) 水害に関する発令基準 (4) 水防警報基準水位
221	01	本編	2	2	5	1	2	230	修正	(2)ウ 洪水予報・水防警報基準水位 【追加】 氾濫発生水位	(2)ウ 洪水予報・水防警報基準水位

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
222	01	本編	2	2	5	1	2	231	修正	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 洪水予報河川 【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p><確認情報> 1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ※発令基準1に該当する情報は、河川管理者による氾濫等の通報対象であり、レベル5氾濫発生情報やレベル5氾濫特別警報(警戒レベル5相当情報[洪水])の発表基準となっている。躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令すること。</p> <p><計測情報> 2 水位観測所の水位が、氾濫発生水位(レベル5水位)に到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合) 3 水位観測所の水位が、氾濫発生水位(レベル5水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ②排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) ③ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p><推定・予測情報> 4 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</p>	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 洪水予報河川 【警戒レベル5】緊急安全確保 (災害が切迫)</p> <p>●国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(災害発生を確認) ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防活動に従事する者からの報告等により把握できた場合)</p>
223	01	本編	2	2	5	1	2	231	修正	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 水位周知河川 【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p><確認情報> 1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p><計測情報> 2 川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)を超え、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ②排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する) ③ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p><推定・予測情報> 3 川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)を超えた状態で、上流の水位観測所の水位の状況から、氾濫のおそれがある場合 4 川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)を超えた状態で、川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合 5 レベル5大雨特別警報が発表され、洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p>	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 水防警報河川 【警戒レベル5】緊急安全確保 (災害が切迫)</p> <p>●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ●川の洪水警報の危険度分布(キキクル)で「災害切迫(黒)」が出現した場合(災害発生を確認) ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防活動に従事する者からの報告等により把握できた場合)</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
224	01	本編	2	2	5	1	2	231	修正	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 洪水予報河川 【警戒レベル4】避難指示 ＜確認情報・計測情報＞ 1 指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2 川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表） ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ④ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ＜推定・予測情報＞ 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（<u>夕刻時点で発令</u>） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（<u>立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令</u>） ※夜間から明け方であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 洪水予報河川 【警戒レベル4】避難指示 ●指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合又は急激な水位上昇により、まもなく危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
225	01	本編	2	2	5	1	2	231	修正	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 水位周知河川 【警戒レベル4】避難指示 ＜確認情報・計測情報＞ 1 川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 2 川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表） ① 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③ 排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ④ ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ＜推定・予測情報＞ 3 川の水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）を越えた状態で、上流の水位観測所の水位の状況から、急激な水位上昇のおそれがある場合 4 川の水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）を越えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ② 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から明け方であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。</p>	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 水防警報河川 【警戒レベル4】避難指示 ● 川の水位観測所の水位が氾濫危険水位 _____ に到達した場合 ● 川の水位が一定の水位を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合 ● 川の洪水警報の危険度分布（キキクル）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ● 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ● ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
226	01	本編	2	2	5	1	2	232	修正	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 洪水予報河川 【警戒レベル3】高齢者等避難 <u>＜確認情報・計測情報＞</u> 1 指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が避難判断水位（<u>レベル3水位</u>）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 川の水位観測所の水位が、<u>避難判断水位（レベル3水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表）</u> ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） <u>＜推定・予測情報＞</u> 3 指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（<u>レベル4水位</u>）に到達する予測が発表されている場合 4 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（<u>気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など</u>）（夕刻時点で発令）</p>	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 洪水予報河川 【警戒レベル3】高齢者等避難 ●指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が避難判断水位 _____ に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ● _____ 川の水位観測所の水位が氾濫危険水位 _____ に到達する予測が発表されている場合 ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ●堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
227	01	本編	2	2	5	1	2	231	修正	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 水位周知河川 【警戒レベル3】高齢者等避難 確認情報・計測情報 1 川の水位観測所の水位が避難判断水位（<u>レベル3水位</u>）に到達した場合 2 川の水位観測所の水位が、<u>避難判断水位（レベル3水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表）</u> ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） <u>＜推定・予測情報＞</u> 3 川の水位観測所の水位が、<u>氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、上流の水位観測所の水位の状況から、急激な水位上昇のおそれがある場合</u> 4 川の水位観測所の水位が、<u>氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、次の①、②のいずれか又は両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合</u> ①レベル3大雨警報が発表され、川の洪水キキクルで「警戒（赤）」（<u>警戒レベル3相当情報「洪水」</u>）が出現した場合（※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（<u>気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など</u>）（夕刻時点で発令）</p>	<p>(2) 水害に関する発令基準 エ 発令基準 水防警報河川 【警戒レベル3】高齢者等避難 ●川の水位観測所の水位が避難判断水位到達した場合 ● _____ 川の洪水<u>警報の危険度分布（キキクル）</u>で「警戒（赤）」 _____ が出現した場合（<u>流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</u>） ●上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ●堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
228	01	本編	2	2	5	1	2	233	修正	<p>(3) 土砂災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル5】緊急安全確保 (災害が切迫)</p> <p>1 レベル5 土砂災害特別警報 (警戒レベル5相当情報[土砂災害]) が本市に発表された場合 (※レベル5 土砂災害特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2 土砂災害の危険度分布 (キキクル) で「災害切迫 (黒)」 (警戒レベル5相当情報 [土砂災害]) となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>(3) 土砂災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル5】緊急安全確保 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>●大雨特別警報 (土砂災害) (警戒レベル5相当情報 [土砂災害]) が本市に発表された場合</p> <p>●土砂災害の危険度分布 (キキクル) で「災害切迫 (黒)」 (警戒レベル5相当情報 [土砂災害]) となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>●土砂災害の発生が確認された場合</p>
229	01	本編	2	2	5	1	2	233	修正	<p>(3) 土砂災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル4】避難指示 1 レベル4 土砂災害危険警報 (警戒レベル4相当情報[土砂災害]) が本市に発表された場合 (※レベル4 土砂災害危険警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2 土砂災害の危険度分布 _____ で _____ 警戒レベル4相当 _____ となった場合</p> <p>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上 (警戒レベル4相当以上の発表) が予想されている場合など) (夕刻時点で発令)</p> <p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」 (警報の基準の超過) が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上 (警戒レベル4相当以上の発表) が予想されている場合) (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>5 土砂災害の前兆現象 (山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等) が発見された場合 ※夜間から明け方であっても、発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>	<p>(3) 土砂災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル4】避難指示 ●土砂災害警戒情報 _____ (警戒レベル4相当情報[土砂災害]) が本市に発表された場合</p> <p>●土砂災害の危険度分布 (キキクル) で「危険 (紫)」 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害]) となった場合</p> <p>●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 _____ (夕刻時点で発令)</p> <p>●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</p> <p>●土砂災害の前兆現象 (山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等) が発見された場合 【追加】</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
230	01	本編	2	2	5	1	2	234	修正 (3) 土砂災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル3】高齢者等避難 <u>1 レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※レベル3土砂災害警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞込むこと）</u> <u>※レベル4避難指示の1時間程度前に、レベル3高齢者等避難を発令することを目標とした発令基準の設定であるが、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、気象庁ホームページの時系列情報の中で土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されていれば警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</u> <u>2 土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合</u> <u>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合など）</u> （夕刻時点で発令）	「旧」 (3) 土砂災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル3】高齢者等避難 <u>●大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</u> 【追加】 【追加】 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
231	01	本編	2	2	5	1	2	234	修正 (4) 高潮災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル5】緊急安全確保 <u>【削除】</u> <u>【削除】</u> <u><確認情報></u> <u>1 堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合</u> <u><計測情報></u> <u>2 潮位が基準高に到達した場合</u> <u><推定・予測情報></u> <u>3 直近の高潮予測により、潮位が基準高に既に到達していると思われる場合</u>	「旧」 (4) 高潮災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル5】緊急安全確保 <u>（災害発生を確認）</u> <u>●海岸堤防等が倒壊した場合</u> 【追加】
232	01	本編	2	2	5	1	2	234	修正 (4) 高潮災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル4】避難指示 <u><推定・予想情報></u> <u>1 高潮予測により、潮位がその基準を超える浸水被害のおそれのある状況となる高さに到着するのが約6時間後と予測されている場合</u> <u>2 高潮予測により、潮位がその基準を超える浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが6時間以上先と予測されているもの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表）</u> <u>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予想されている場合など）</u> （夕刻時点で発令）	「旧」 (4) 高潮災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル4】避難指示 ●高潮警報（警戒レベル4相当情報）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 【追加】 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
233	01	本編	2	2	5	1	2	234	修正	<p>(4) 高潮災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル3】高齢者等避難 <u>＜推定・予想情報＞</u> 1 高潮予測により、潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約12時間後と予測されている場合 2 高潮予測により、潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある高さに到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸間等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表） 3 レベル2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） <u>【削除】</u></p>	<p>(4) 高潮災害における発令基準 ウ 発令基準 【警戒レベル3】高齢者等避難 ● 高潮注意報の発表において警戒に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（<u>数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表</u>） <u>【追加】</u> ● _____ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ● 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ● 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性があり旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
234	01	本編	2	2	5	1	4	236	修正	<p>【避難情報の伝達文（例）】 ■ 土砂災害の場合 【警戒レベル5】緊急安全確保 ■ 緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令 ■ こちらは 熊本市です。 ■ ○○市に <u>レベル5 土砂災害</u> 特別警報（土砂災害）が発表され、○○地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況 であるため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 <u>【略】</u></p>	<p>【避難情報の伝達文（例）】 ■ 土砂災害の場合 【警戒レベル5】緊急安全確保 ■ 緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令 ■ こちらは 熊本市です。 ■ ○○市に <u>大雨</u> 特別警報（土砂災害）が発表され、○○地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況 であるため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」発令しました。 <u>【略】</u></p>
235	01	本編	2	2	6	1	1	238	修正	<p>(1) 情報収集事項 風水害に関する情報 ○ <u>特別警報・危険警報・警報・注意報</u> _____ 等の発表状況</p>	<p>(1) 情報収集事項 風水害に関する情報 ○ _____ 警報・注意報、<u>土砂災害警戒情報</u> 等の発表状況</p>
236	01	本編	2	2	6	1	2	239	修正	<p>(1) 各対策部及び住民からの情報収集 防災気象情報等 ○ 地震・津波の情報、<u>特別警報・危険警報・警報・注意報</u> _____ 等</p>	<p>(1) 各対策部及び住民からの情報収集 防災気象情報等 ○ 地震・津波の情報、 _____ 警報・注意報、<u>土砂災害危険度情報</u> 等</p>
237	01	本編	2	2	6	1	3	240	修正	<p><u>県、市及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。</u> <u>総合調整室及び各対策部は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。収集する主な情報は次のとおり。</u></p>	<p><u>総合調整室及び各対策部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集するものとする。</u></p>
238	01	本編	2	2	6	1	3	240	修正	<p>総合調整室 地震・津波の情報、<u>特別警報・危険警報・警報・注意報</u> _____ 等</p>	<p>総合調整室 地震・津波の情報、 _____ 警報・注意報、<u>土砂災害警戒情報</u> 等</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
239	01	本編	2	2	6	1	7	242	修正	被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、被害の程度に応じ、市、国、県及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行う。この場合、市、県は県防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。 市は県と連携し、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう努めるものとする。	被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、被害の程度に応じ、市、国、県及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行う。この場合、市、県は県防災情報共有システムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。 【追加】
240	01	本編	2	2	6	1	7	242	修正	さらに、市は避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）への情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。 なお、平時から市は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るとともに、被害情報把握の遅れがないようデジタルツールの習熟や消防団・自主防災組織等との連携強化を図るものとする。	さらに、市は避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）への情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。 【追加】
241	01	本編	2	2	6	3	2	244	修正	【略】 ○防災行政無線等による広報 ○広報車による広報 ○消防団による広報 ○広報紙、チラシ等による広報 ○報道機関への広報依頼 ○熊本市災害情報メール ○市ホームページへの掲載 ○指定緊急避難場所等への職員の派遣 ○携帯電話メールサービス ○SNS による広報 ○くまもとアプリによる広報 ○緊急速報メール ○緊急告知ラジオ 【略】	【略】 ○防災行政無線等による広報 ○広報車による広報 ○消防団による広報 ○広報紙、チラシ等による広報 ○報道機関への広報依頼 ○熊本市災害情報メール ○市ホームページへの掲載 ○指定緊急避難場所等への職員の派遣 ○携帯電話メールサービス ○SNS による広報 ○くまもとアプリによる広報 【追加】
242	01	本編	2	2	8	4	252	新規	1 指定行政機関等に対する要請 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をすよう求めるものとする。 市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待たないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。 ア 派遣を要請する（斡旋を求める）理由 イ 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項 以下、1目ずつ繰り下げる。	【新規】	
243	01	本編	2	2	9	3	257	修正	災害対策に必要な労働力を市職員以外に求めるときは、通常、以下の手続きにより熊本県県央広域本部長に日雇求職者の斡旋を要請する。	災害対策に必要な労働力を市職員以外に求めるときは、通常、以下の手続きにより熊本県熊本土木事務所長に日雇求職者の斡旋を要請する。	
244	01	本編	2	2	11	2	261	修正	第2項 災害救助法における障害物の除去 災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準は、同法及びその事務取扱要領によるが、その概要は次のとおりとする。	第2項 災害救助法における障害物の除去 災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。	

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
245	01	本編	2	2	11	2	1	261	修正	<p>1 障害物除去の対象者</p> <p>(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。</p> <p>(2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないものであること。</p> <p>(4) 住家は半壊又は床上浸水したものであること。</p> <p>【削除】</p>	<p>1 障害物除去の対象者</p> <p>(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。</p> <p>(2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないものであること。</p> <p>(4) 住家は半壊又は床上浸水したものであること。</p> <p>(5) 障害物の除去を実施することができる戸数は、半壊及び床上浸水戸数のおおむね15%以内の戸数であること。</p>
246	01	本編	2	2	11	2	2	261	修正	<p>2 除去の方法</p> <p>市は、障害物除去の実施にあたり、関係事業者・団体等(障害物の除去業者)に見積依頼を行う。その後、提出された見積書の内容の精査を行ったうえで発注を行い、当該業者に委託して作業を実施する。</p>	<p>2 除去の方法</p> <p>障害物の除去は、県知事より権限を委任された場合は市において労働者又は技術職員を動員して実施する。</p>
247	01	本編	2	2	13	2	1	266	修正	<p>(5) 市保健医療救護調整本部(保健所)の本部長は保健所長が担い、保健医療対策班員が活動要員となる。各区の区保健医療救護調整本部長は、各課に所属する行政医師又はDHEAT等支援に入る他都市の医師等が担うこととし、市保健医療救護調整本部(保健所)が各区に派遣する医療支援チームに活動内容を指示する。市保健医療救護調整本部(保健所)は、各区の区保健医療救護調整本部を統括し、適宜、派遣チーム数等を調整する。</p>	<p>(5) 市保健医療救護調整本部(保健所)の本部長は保健所長が担い、保健医療対策班員が活動要員となる。各区の区保健医療救護調整本部長は、区役所に所属する医師(医療政策課併任職員)又はDHEAT等支援に入る他都市の医師等が担うこととし、市保健医療救護調整本部(保健所)が各区に派遣する医療支援チームに活動内容を指示する。市保健医療救護調整本部(保健所)は、各区の区保健医療救護調整本部を統括し、適宜、派遣チーム数等を調整する。</p>
248	01	本編	2	2	13	2	2	266	修正		
249	01	本編	2	2	15	10		278	修正	<p>益城西原消防署 特別救助小隊</p>	<p>益城西原消防署 救助小隊</p>
250	01	本編	2	2	18	2	1	288	修正	<p>(4) 避難所の開設・運営</p> <p>【略】</p> <p>(イ) 開設の準備</p> <p>【略】</p> <p>現地の避難所では、災害等による施設の損傷など安全点検を実施し、避難所として使用できない場合は、速やかに区対策部に連絡する。また、夜間や災害の状況により、開設担当職員等による避難所の安全点検自体に危険が伴う場合や、避難者の避難所までの移動に危険が伴う場合についても、速やかに区対策部に連絡する。</p> <p>【略】</p>	<p>(4) 避難所の開設・運営</p> <p>【略】</p> <p>(イ) 開設の準備</p> <p>【略】</p> <p>現地の避難所では、災害等による施設の損傷など安全点検を実施し、避難所として使用できない場合は、速やかに区対策部に連絡する。【追加】</p> <p>【略】</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
251	01	本編	2	2	18	2	1	289	修正	<p>(4) 避難所の開設・運営 【略】 (ウ) 行政担当者による開設 「避難所開設チェックリスト」及び「<u>避難所の安全点検チェックリスト</u>」により安全確認を行う。 【略】</p>	<p>(4) 避難所の開設・運営 【略】 (ウ) 行政担当者による開設 「避難所開設チェックリスト」及び「<u>避難所施設被害状況チェックリスト</u>」により安全確認を行う。 【略】</p>
252	01	本編	2	2	18	2	1	290	修正	<p>(4) 避難所の開設・運営 イ 運営・管理 (ウ) 居住区域の割り振り 居住区域の割り振りは、要配慮者を最優先とし、可能な限り身体の安全を確保する。特に、高齢者・障がい者・女性や<u>子育て家庭</u>、<u>子ども</u>・<u>若者のニーズ</u>に配慮し、更衣室、トイレ、洗濯・物干し、<u>授乳室</u>、<u>キッズスペース</u>や<u>学習スペース</u>などの専用スペースを可能な限り確保することとし、乳幼児・妊産婦のいる家族の割り振りは、育児スペース等(大きさ、配置など)を考慮する。また、男女ニーズの違いや女性の視点を踏まえて、プライバシーの確保などに配慮した避難場所の運営に努める。</p>	<p>(4) 避難所の開設・運営 イ 運営・管理 (ウ) 居住区域の割り振り 居住区域の割り振りは、要配慮者を最優先とし、可能な限り身体の安全を確保する。特に、高齢者・障がい者・女性や_____子ども_____の<u>安心・安全</u>に配慮し、更衣室、トイレ、洗濯・物干し_____などの専用スペースを可能な限り確保することとし、乳幼児・妊産婦のいる家族の割り振りは、育児スペース等(大きさ、配置など)を考慮する。また、男女ニーズの違いや女性の視点を踏まえて、プライバシーの確保などに配慮した避難場所の運営に努める。</p>
253	01	本編	2	2	18	2	1	291	修正	<p>(4) 避難所の開設・運営 イ 運営・管理 (キ) <u>避難所の生活環境確保</u> 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、<u>栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> (ウ) <u>女性に対する暴力等の予防</u> 避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、<u>女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わずら安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u> (ク) 救護所の設置 【略】 (コ) <u>避難所運営委員会による運営主体の移行</u> 【略】</p>	<p>(4) 避難所の開設・運営 イ 運営・管理 【追加】</p> <p>(キ) 救護所の設置 【略】 (ウ) 避難所運営委員会による運営主体の移行 【略】</p>
254	01	本編	2	2	18	2	2	295	修正	<p>(4) 避難所の開設方法及び受入れ イ 開設及び受入れ (イ) 避難所の開設準備 【居住スペースの割り振りにおけるポイント】 【略】 ○空き教室や空き部屋を活用して、乳幼児・妊産婦のいる世帯向けの部屋、小さい子供のいる世帯向けの部屋、<u>キッズスペース</u>や<u>学習スペース</u>などのスペースを確保する。 ○職員室、校長室、理科室など、個人情報・危険な物がある部屋は、施設管理者と事前に協議し、使用禁止とする。 ○更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの<u>女性専用スペース</u>を可能な限り確保する。</p>	<p>(4) 避難所の開設方法及び受入れ イ 開設及び受入れ (イ) 避難所の開設準備 【居住スペースの割り振りにおけるポイント】 【略】 ○空き教室や空き部屋を活用して、乳幼児・妊産婦のいる世帯向けの部屋、小さい子供のいる世帯向けの部屋_____などのスペースを確保する。 ○職員室、校長室、理科室など、個人情報・危険な物がある部屋は、施設管理者と事前に協議し、使用禁止とする。 ○更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの_____専用スペースを可能な限り確保する。</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
255	01	本編	2	2	18	2	295	修正	<p>(4) 避難所の開設方法及び受入れ 【略】 【全体・グラウンドのスペースの割り振り (例)】</p>	<p>(4) 避難所の開設方法及び受入れ 【略】 【全体・グラウンドのスペースの割り振り (例)】</p>
256	01	本編	2	2	18	2	296	修正	<p>(4) 避難所の開設方法及び受入れ 【略】 【体育館の居住スペースの割り振り (例)】</p>	<p>(4) 避難所の開設方法及び受入れ 【略】 【体育館の居住スペースの割り振り (例)】</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
257	01	本編	2	2	18	2	2	297	修正	<p>(7) 避難所の生活環境確保 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(8) 女性に対する暴力等の予防 避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わずら安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>以下、1目下ずつ繰り下げる。</p>	【追加】
258	01	本編	2	2	18			299	新規	<p>第3項 広域避難 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p>	【新規】
259	01	本編	2	2	18			299	新規	<p>第4項 広域一時滞在 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。 また、市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。</p>	【新規】
260	01	本編	2	2	23	-	-	317	修正	<p>第1項 実施機関 第2項 遺体安置所の設置 第3項 遺体の検視、身元確認 第4項 遺体の収容 第5項 遺体の引き渡し 第6項 遺体の埋葬、火葬 【削除】</p>	<p>第1項 実施機関 第2項 遺体の検視、身元確認 第3項 遺体の引き渡し 第4項 遺体安置所の設置 第5項 遺体の収容 第6項 遺体の埋葬 第7項 遺体の火葬</p>
261	01	本編	2	2	23	2		317	修正	<p>第3項 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき、警察等が死体取扱いを行うものとする。</p>	<p>第2項 警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき、死体取扱いを行うものとする。</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」																															
262	01	本編	2	2	23	4	317	修正	<p>第2項 大規模な災害が発生し、<u>遺体を一時的に安置する必要がある場合</u>、遺体安置所を設置する。 設置施設については、<u>被害エリアや搬送経路を踏まえて、次の施設から選定する。</u> <u>次の3施設への設置が困難な場合には、被害現場付近の適当場所(公共建物等)に遺体安置所を設置する。適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>収容体数</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市総合体育館・青年会館</td> <td>中央区出水2丁目7番1号</td> <td>44体</td> <td>096-385-1010</td> </tr> <tr> <td>熊本県立総合体育館</td> <td>西区上熊本1丁目9番28号</td> <td>95体</td> <td>096-356-1233</td> </tr> <tr> <td>ウェルバルくまもと</td> <td>中央区大江5丁目1番1号</td> <td>20体</td> <td>096-364-3311</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	収容体数	電話番号	熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水2丁目7番1号	44体	096-385-1010	熊本県立総合体育館	西区上熊本1丁目9番28号	95体	096-356-1233	ウェルバルくまもと	中央区大江5丁目1番1号	20体	096-364-3311	<p>第4項 大規模な災害が発生した<u>場合、次の2ヶ所</u>に遺体安置所を設置する。 設置<u>_____</u>については、<u>①熊本市総合体育館・青年会館、②熊本県立総合体育館の順とする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>収容体数</th> <th>対象区分</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市総合体育館・青年会館</td> <td>中央区出水2丁目7番1号</td> <td>126体</td> <td>北東部</td> <td>096-385-1010</td> </tr> <tr> <td>熊本県立総合体育館</td> <td>西区上熊本1丁目9番28号</td> <td>160体</td> <td>西西部</td> <td>096-356-1233</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	収容体数	対象区分	電話番号	熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水2丁目7番1号	126体	北東部	096-385-1010	熊本県立総合体育館	西区上熊本1丁目9番28号	160体	西西部	096-356-1233
名称	所在地	収容体数	電話番号																																						
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水2丁目7番1号	44体	096-385-1010																																						
熊本県立総合体育館	西区上熊本1丁目9番28号	95体	096-356-1233																																						
ウェルバルくまもと	中央区大江5丁目1番1号	20体	096-364-3311																																						
名称	所在地	収容体数	対象区分	電話番号																																					
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水2丁目7番1号	126体	北東部	096-385-1010																																					
熊本県立総合体育館	西区上熊本1丁目9番28号	160体	西西部	096-356-1233																																					
263	01	本編	2	2	23	5	318	修正	<p>第4項 1 遺体が発見された場合は、直ちに警察に連絡し、<u>警察により</u>遺体収容所(遺体安置所)へ<u>搬送し、検視、身元調査等を行う。【追加】</u> 2 【削除】 _____ _____市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。 3 収容遺体は、<u>遺族等又は市長に対して引き渡すまでの間、_____</u>安置する。安置期間は、<u>_____</u>災害発生の日から原則として10日以内とし、<u>速やかに引き渡しを行う。</u> なお、安置期間を過ぎても<u>遺族等が不明</u>なときは仮埋葬に付す。ただし、この場合、<u>のちに遺族等からの申出があること</u>を考慮し、遺体毎にその所持品、衣類等を保存しておくものとする。</p>	<p>第5項 1 遺体が発見された場合は、直ちに警察に連絡し、_____遺体収容所(遺体安置所)において<u>検視、検案を行い、身元が判明した場合は、直ちに家族に引き渡し、不明者については、別に安置する。</u> 2 <u>上記施設への遺体安置が困難な場合においては、対策本部は、警察と協議し、被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物等)に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。</u> なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。 3 収容遺体は<u>引取人の出頭を待ち、又は身元判明を待つために</u>安置する。安置の期間は、<u>原則として</u>災害発生の日から_____10日以内とする。 _____なお、安置の期間を過ぎても_____不明のときは仮埋葬に付す。ただし、この場合は<u>将来遺体の取引人の出頭_____</u>を考慮し、遺体毎にその所持品、衣類等を保存しておくものとする。</p>																															
264	01	本編	2	2	23	6	318	修正	<p>第6項 1 災害による死亡_____者に対して、<u>資力の有無にかかわらず混乱期のために遺族等</u>が埋葬を行うことが_____困難な場合、又は<u>市長が引き渡しを受けた遺体について</u>、火葬に付し、応急的に埋葬を行うものとする。 2 市における火葬場の名称、所在地、処理能力等は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>焼却炉数</th> <th>焼却所要時間(※)</th> <th>1日最大処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市斎場</td> <td>東区戸島町796番地</td> <td>15基</td> <td>3時間</td> <td>120体</td> </tr> <tr> <td>植木火葬場</td> <td>北区植木町湯水626番地</td> <td>2基</td> <td>3時間</td> <td>16体</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※入葬にかかる時間を含む</p> <p>3 市は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。 (1) 火葬場の被災状況の把握 (2) 死亡者数の把握 【削除】 【削除】 (3) 作業要員の確保 (4) 火葬用燃料の確保 (5) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保 (6) _____骨壺の調達</p> <p>4 県は、市において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。また、県は<u>厚生労働省</u>に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を<u>要請</u>するものとする。</p>	名称	所在地	焼却炉数	焼却所要時間(※)	1日最大処理能力	熊本市斎場	東区戸島町796番地	15基	3時間	120体	植木火葬場	北区植木町湯水626番地	2基	3時間	16体	<p>第6項 1 災害の際死亡した者に対して、<u>その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず</u>埋葬を行うことが<u>きわめて</u>困難な場合、又は<u>死亡した者の遺族がない場合には_____</u>火葬に付し、応急的に埋葬を行うものとする。 2 市における火葬場の名称、所在地、処理能力等は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>焼却炉数</th> <th>焼却所要時間(※)</th> <th>1日最大処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市斎場</td> <td>東区戸島町796番地</td> <td>15基</td> <td>1時間30分</td> <td>100体</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7項 1 市は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。 (1) 火葬場の被災状況の把握 (2) 死亡者数の把握 (3) <u>火葬相談窓口の設置</u> (4) <u>遺体安置所の確保</u> (5) 作業要員の確保 (6) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保 (7) <u>棺、遺体保全剤、骨壺の調達</u> (8) 火葬用燃料の確保</p> <p>2 県は、市において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。また、県は<u>厚生労働省</u>に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を<u>申請</u>するものとする。</p>	名称	所在地	焼却炉数	焼却所要時間(※)	1日最大処理能力	熊本市斎場	東区戸島町796番地	15基	1時間30分	100体						
名称	所在地	焼却炉数	焼却所要時間(※)	1日最大処理能力																																					
熊本市斎場	東区戸島町796番地	15基	3時間	120体																																					
植木火葬場	北区植木町湯水626番地	2基	3時間	16体																																					
名称	所在地	焼却炉数	焼却所要時間(※)	1日最大処理能力																																					
熊本市斎場	東区戸島町796番地	15基	1時間30分	100体																																					

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
265	01	本編	2	2	24	4	2	320	修正	2 建設の実施 建設の基準 ○1戸当たり支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費及び建築事務費等の一切の経費として内閣府が定める額以内とする。	2 建設の実施 建設の基準 ○1戸当たり支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内とする。
266	01	本編	2	2	24	5	3	321	修正	3 応急仮設住宅の管理 都市建設局は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、入居者の管理及び応急仮設住宅の運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 県で建設した応急仮設住宅の時は、県は市の管理に協力する。	3 応急仮設住宅の管理 都市建設局は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、入居者の管理及び応急仮設住宅の運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めてとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 県で建設した応急仮設住宅の時は、県は市の管理に協力する。
267	01	本編	2	2	24	7	3	322	修正	3 受付体制の構築 公営住宅は、被災後すぐに供給できる住宅の選定を行うと共に、住宅の一時（目的外）提供の受付体制を構築する。 賃貸型応急住宅は、不動産関係団体との協定に基づき民間賃貸住宅の供給・協力体制を整えると共に、災害救助法に基づく受付・審査体制を構築する。	3 入居者の選定 公営住宅及び賃貸型応急住宅の入居者の選定は、「第5項応急仮設住宅（建設型応急住宅）の入居者選定」を準用する。
268	01	本編	2	2	24	8	1	322	削除	【削除】	第8項 応急仮設住宅の運営管理 【略】
269	01	本編	2	2	26	1	2	324	修正	【略】 (3) 収集したごみは可能な限り再生利用を進めることとし、焼却施設での焼却や埋立処分を行うなど、環境保全上支障のない方法で処理を行う。 【略】	【略】 (3) 収集したごみは可能な限り再生利用を進めることとし、焼却施設での焼却や埋立処分を行うなど、環境保全上支障のない方法で処理を行う。 【略】
270	01	本編	2	2	26	4	3	326	修正	(1) 市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残り等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努める。	(1) 市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残り等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努める。
271	01	本編	2	2	26	4	1	326	修正	災害により発生する、【略】 災害廃棄物処理実行計画を策定する。 また、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。	災害により発生する、【略】 災害廃棄物処理実行計画を策定する。 【追加】
272	01	本編	2	2	26	4	2	326	修正	(2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急にとりまとめ、県へ報告する体制を整備する。	(2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急にとりまとめ、関係機関に報告する体制を整備する。
273	01	本編	2	2	26	4	5	327	修正	(2) 処理方法 【略】 再資源化	(2) 処理方法 【略】 リユース・リサイクル
274	01	本編	2	2	27	1		328	修正	災害発生時には、順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた必要な箇所の改良工事を行うことが必要である。また、河川施設等の早期復旧及び再度災害防止のための施設整備を推進する必要がある。 災害によって河川、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。	【追加】 災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
279	01	本編	2	2	35		353	修正	<p>第3.5節 災害ボランティア <u>連携</u></p> <p>【略】 図の修正 【総務部】情報収集、関係機関・団体との連絡調整、 <u>県外社協による応援職員の派遣調査、</u> <u>広報、資金調達</u> 【支援部】設置・運営支援、資機材・物資調整 <u>県内市町村社協による応援職員の派遣調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況把握 <u>市町村</u>災害ボランティアセンター設置・運営支援 災害ボランティアに関する問い合わせ対応 <p>【略】</p>	<p>第3.5節 災害ボランティア <u>活用計画</u></p> <p>【略】 図の修正 【総務部】情報収集、関係機関・団体との連絡調整、 <u>広報、資機材・物資調達、資金調達</u> 【支援部】設置・運営支援、資機材・物資調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況把握 <u>市町村</u>災害ボランティアセンター設置・運営支援 災害ボランティアに関する問い合わせ対応 <p>【略】</p>	
280	01	本編	2	2	35	1	1	354	修正	<p>(2) 熊本県災害ボランティアセンター ア 県センターの役割と機能 (ア) 【略】 (イ) 【略】 (ウ) <u>ボランティア活動参加申請者への対応</u> (エ) 【略】 (オ) 【略】 (カ) 【略】 (キ) 【略】</p>	<p>(2) 熊本県災害ボランティアセンター ア 県センターの役割と機能 (ア) 【略】 (イ) 【略】 (ウ) <u>被災地センター設置までの</u>ボランティア活動参加申請者への対応 (エ) 【略】 (オ) 【略】 (カ) 【略】 (キ) 【略】</p>
281	01	本編	2	2	36	4	360	修正	<p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 被災者の救出 <u>6 福祉サービスの提供</u> <u>7 被災した住宅の応急修理</u> <u>8 生業に必要な資金の貸与</u> <u>9 学用品の給与</u> <u>10 埋葬</u> <u>11 死体の捜索</u> <u>12 死体の処理</u> <u>13 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u> <u>14 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</u></p>	<p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 被災者の救出 <u>【追加】</u> <u>6 被災した住宅の応急修理</u> <u>7 生業に必要な資金の貸与</u> <u>8 学用品の給与</u> <u>9 埋葬</u> <u>10 死体の捜索及び処理</u> <u>【追加】</u> <u>11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u> <u>【追加】</u></p>	
282	01	本編	2	3	3	1	1	366	修正	<p>災害による住家への被害程度を判定する際は、内閣府の災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付府政第670号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（<u>令和7年7月</u> 内閣府（防災担当））を基準とした区分とする。</p>	<p>災害による住家への被害程度を判定する際は、内閣府の災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付府政第670号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（<u>令和6年5月</u> 内閣府（防災担当））を基準とした区分とする。</p>
283	01	本編	2	3	3	1	366	修正	<p>また、り災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、り災証明書等の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は<u>不動産鑑定士や行政書士等士業団体その他の</u>民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>また、り災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、り災証明書等の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は<u>民間団体との</u>連携の確保その他必要な措置を講じるよう努める。</p>	


令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
284	01	本編	2	3	3		366	新規	<p><u>第1項 被災者に対する生活支援等</u> 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援を図る必要がある。また、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、住まいの再建支援策の実施、地域支え合いセンターによる支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施するものとする。 なお、本市では当該業務の迅速化・効率化を図るため、被災者支援業務を支援するシステムを導入している。</p> <p>以降、項番号繰り下げ</p>	<p><u>【新規】</u></p>	
285	01	本編	2	3	3	1	3	369	修正	<p>(2) 被害認定調査の実施 被災者から災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班当たり2～3人を基本構成とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月 内閣府（防災担当））等を基に調査を実施する。</p>	<p>(2) 被害認定調査の実施 被災者から災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班当たり2～3人を基本構成とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月 内閣府（防災担当））等を基に調査を実施する。</p>
286	01	本編	2	3	3	3	371	修正	<p><u>第4項 生活相談</u> 災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮など、市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、次に掲げる相談窓口を開設する。 また、市は、熊本行政評価事務所が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動に協力するものとする。</p>	<p><u>第3項 生活相談</u> 災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮など、市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、次に掲げる相談窓口を開設する。</p> <p><u>【追加】</u></p>	
287	01	本編	2	3	3	3	1	372	修正	<p>1 市の相談窓口</p> <p><u>【相談窓口】</u> ・食品に関する衛生相談 ・食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談</p> <p><u>【受付内容】</u> ・食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関する相談 ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関する相談</p>	<p>1 市の相談窓口</p> <p><u>【相談窓口】</u> ・食品に関する衛生相談 ・食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談</p> <p><u>【受付内容】</u> ・食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害について相談 食品関係事業者からの被害を受けた施設や使用水の衛生管理や衛生上必要な措置などに関する相談</p>
288	01	本編	2	3	4	4	383	削除	<p><u>【削除】</u></p>	<p><u>第4項 その他の法律による災害復旧事業</u> <u>【略】</u></p>	
289	01	本編	2	4			387	新規	<p><u>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</u></p>	<p><u>【新規】</u></p>	
290	01	本編	2	4	1	1	387	新規	<p><u>第1節 総則</u> <u>第1項 計画の目的</u> この計画は、本市が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条第1項の規定に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されたことを受け、南海トラフ地震に伴う円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p><u>【新規】</u></p>	

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
291	01	本編	2	4	1	2	387	新規	<p><u>第2項 基本方針</u> <u>南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は60～90%程度以上(令和7年1月1日現在)とされている。このため、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域は、地震防災対策の推進を図ることを目的として推進地域に指定されている。</u></p>  <p>出典：地震防災対策推進地域・地震津波避難対策特別強化地域 地図R7.7 (内閣府) 抜粋</p>	【新規】
292	01	本編	2	4	1	2	387	新規	<p><u>本市においても、中央防災会議による南海トラフ地震の被害想定の見直しに伴い、一部地域の想定される最大震度が震度6弱に変更されたことから、令和7年7月1日付けで推進地域に指定された。一方、本市が想定する地震は、中央防災会議が想定する南海トラフ地震の震度の想定を上回っており、また、中央防災会議では、南海トラフ地震による本市の津波の浸水は示されていないことから、南海トラフ地震が発生した場合の防災対策も基本的に地域防災計画によるものとする。その上で、南海トラフ法第5条第1項及び第2項並びに南海トラフ地震防災対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)第5章に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画(以下「推進計画」という。)の基本となるべき事項について、本章に定めるものとする。</u></p> <p><u>また、南海トラフ地震では、震度6弱以上又は浸水高3m以上となる市区町村が31都府県の764市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまでであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。</u></p> <p><u>このため、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処することを検討する。その際に、本市への被害が比較的少なかった場合には自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。</u></p>	【新規】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
293	01	本編	2	4	1	3	387	新規	<p><u>第3項 南海トラフ地震に関連する情報</u> 気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。 また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。 なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。</p> <p>※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース） ※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界以外の想定震源域の海溝軸方向から約300km程度まで範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース） ※3 ひずみ計等で有難な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の震動状態が明らかに変化しているような連続した異常なゆっぴりや観測された場合（ゆっぴりすべりケース）</p> <p>出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂）抜粋</p>	【新規】
294	01	本編	2	4	1	4	387	新規	<p><u>第4項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</u> 防災関係機関における南海トラフ地震に係る処理すべき事務又は業務は、 「第1部 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」 に準ずる。 なお、関係指定行政機関及び関係指定公共機関は、本計画に定める事項のほか、基本計画を基本として各機関が防災業務計画に定める推進計画における地震防災対策を処理するものとする。</p>	【新規】
295	01	本編	2	4	2		387	新規	<p><u>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u> 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項は、 「第1部 第8節 地域防災力の最大化に向けて」、 「第2部 第1章 第2節 行政の災害対応力の強化」、 「第2部 第1章 第4節 災害に強い都市づくり」、 「第2部 第1章 第5節 避難計画」 に準ずる。</p>	【新規】
296	01	本編	2	4	3	1	387	新規	<p><u>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u> <u>第1項 情報の伝達等</u> 情報の伝達等に係る関係者の連絡体制等は、 「第2部 第2章 第2節 情報の収集・伝達【地震・津波】」、 「第2部 第2章 第4節 避難情報の発令【地震・津波】」、 「第2部 第2章 第6節 被害情報」 に準ずる。</p>	【新規】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
297	01	本編	2	4	3	2	1	387	新規	<p><u>第2項 地域住民等の避難行動等</u> 市は、住民等が的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</p> <p><u>1 避難方法</u> 避難場所、避難路その他具体的な避難実施に関する事項は、 「第2部 第1章 第5節 避難計画」、 「第2部 第2章 第18節 避難者対策」に準ずる。</p>	【新規】
298	01	本編	2	4	3	2	2	387	新規	<p><u>2 住民等の備え</u> 住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、備えに万全を期するよう努めるべきものとする。当該備えに関する事項は、 「第1部 第8節 地域防災力の最大化に向けて」、 「第2部 第1章 第1節 災害に強い人づくり・地域づくり」に準ずる。</p>	【新規】
299	01	本編	2	4	3	2	3	387	新規	<p><u>3 要配慮者等の避難支援等</u> 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項は、 「第2部 第1章 第6節 要配慮者等支援対策」、 「第2部 第2章 第19節 要配慮者対策」に準ずる。</p>	【新規】
300	01	本編	2	4	3	3		387	新規	<p><u>第3項 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u> 市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保について、 「第2部 第1章 第5節 避難計画」、 「第2部 第1章 第6節 要配慮者等支援対策」、 「第2部 第2章 第13節 医療救護対策計画」、 「第2部 第2章 第18節 避難者対策」に準ずる。</p>	【新規】
301	01	本編	2	4	3	4		387	新規	<p><u>第4項 意識の普及・啓発</u> 市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップ等を作成・変更し、周知を行う。その方策については、 「第1部 第8節 地域防災力の最大化に向けて」、 「第2部 第1章 第1節 災害に強い人づくり・地域づくり」、 「第2部 第1章 第5節 避難計画」、 「第2部 第2章 第2節 情報の収集・伝達【地震・津波】」、 「第2部 第2章 第4節 避難情報の発令【地震・津波】」、 「第2部 第2章 第18節 避難者対策」に準ずる。</p>	【新規】
302	01	本編	2	4	3	5		387	新規	<p><u>第5項 消防機関等の活動</u> 消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置については、 「第2部 第1章 第5節 第6項 避難場所及び避難方法等の事前周知」、 「第2部 第2章 第15節 消防計画」に準ずる。</p>	【新規】
303	01	本編	2	4	3	6		387	新規	<p><u>第6項 上下水道</u> 地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次被害を軽減させるための措置の内容については、 「第2部 第1章 第4節 第2項 4 上水道施設の対策」、 「第2部 第1章 第4節 第2項 5 下水道施設の対策」、 「第2部 第2章 第27節 第2項 上水道施設」、 「第2部 第2章 第27節 第3項 下水道施設」に準ずる。</p>	【新規】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
304	01	本編	2	4	3	7	387	新規	<p><u>第7項 道路</u> 警察及び道路管理者は、避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。その内容については、 「第2部 第2章 第16節 警備・交通規制計画」、 「第2部 第2章 第34節 九州自動車道等災害対策計画」に準ずる。</p>	【新規】
305	01	本編	2	4	3	8	387	新規	<p><u>第8項 防災拠点施設等に関する対策</u> 災害対策本部、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備は、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を施設であるため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう機能確保及び整備を図るものとする。その方策は、 「第2部 第1章 第2節 第1項 防災拠点施設等の整備」に準ずる。</p>	【新規】
306	01	本編	2	4	3	9	387	新規	<p><u>第9項 迅速な救助</u> 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や消防団の所有分を含む車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は 「第2部 自然災害対策 第2章 災害応急対策計画 第12節 救出計画」、 「第2部 自然災害対策 第2章 災害応急対策計画 第15節 消防計画」に準ずる。 また、市は大規模災害発生時には、その被害が拡大することが予想されるため、本市単独では災害への対応が困難若しくは不可能な場合は、速やかに関係機関等への応援要請等を行うものとし、その方策については、 「第2部 第2章 第8節 応援要請（受援）計画」に準じる。</p>	【新規】
307	01	本編	2	4	4	1	387	新規	<p><u>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</u> <u>第1項 資機材、人員等の配備手配</u> 大規模災害が発生した際に、国や他の地方自治体からの応援を円滑に受け入れ、人的資源及び物的資源を効果的・効率的に配分・配置し、応急対策を実施する。その方策については、 「第2部 第1章 第2節 第2項 広域応援体制等について」 「第2部 第2章 第8節 応援要請（受援）計画」に準ずる。</p>	【新規】
308	01	本編	2	4	4	2	387	新規	<p><u>第2項 物資の備蓄・調達</u> 指定避難所への避難者やそれ以外の被災者への物資供給については、 「第2部 第1章 第2節 第1項 8 物資供給計画」に準ずる。</p>	【新規】
309	01	本編	2	4	4	3	387	新規	<p><u>第3項 帰宅困難者への対応</u> 公共交通機関が運行を停止し、自宅へ帰ることが困難な者（帰宅困難者）に対する対策については、「第2部 自然災害対策 第1章 災害予防計画 第5節 避難計画 第9項 帰宅困難者対策」、「第2部 自然災害対策 第2章 災害応急対策計画 第18節 避難者対策」に準ずる。</p>	【新規】
310	01	本編	2	4	5	1	387	新規	<p><u>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</u> <u>第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u> 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、災害警戒本部の設置等 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、災害警戒本部（レベル2情報収集態勢）を設置し、情報の収集・伝達にあたるものとし、その方策や災害対策本部の設置運営については、「第2部 第2章 第1節 市の防災組織」、「第2部 第2章 第2節 情報の収集・伝達【地震・津波】」、 「第2部 第2章 第4節 第1項 4 避難指示等の伝達方法」に準ずる。</p>	【新規】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」	
311	01	本編	2	4	5	2	1	387	新規	<p>第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害警戒本部の設置等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、災害警戒本部（レベル4応急活動準備態勢）を設置するものとし、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達するものとする。情報の収集・伝達に係る方策や災害警戒本部の設置運営については、「第2部 第2章 第1節 市の防災組織」、「第2部 第2章 第2節 情報の収集・伝達【地震・津波】」、「第2部 第2章 第4節 第1項 4 避難指示等の伝達方法」に準ずる。</p>	【新規】
312	01	本編	2	4	5	2	2	387	新規	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震の備えの再確認（避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家具等の固定、家庭等における備蓄の確認 等）を周知するものとする。伝達方法等については、「第2部 第2章 第4節 第1項 4 避難指示等の伝達方法」に準じる。</p>	【新規】
313	01	本編	2	4	5	2	3	387	新規	<p>3 災害応急対策をとるべき期間等 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくすりすべりを観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>	【新規】
314	01	本編	2	4	5	3	1	387	新規	<p>第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害警戒本部の設置等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、災害警戒本部（レベル3初動準備態勢）を設置するものとし、管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達するものとする。情報の収集・伝達に係る方策や災害警戒本部の設置運営については、「第2部 第2章 第2節 情報の収集・伝達【地震・津波】」、「第2部 第2章 第4節 第1項 4 避難指示等の伝達方法」に準ずる。災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、「第2部 第2章 第1節 市の防災組織」に準ずる。</p>	【新規】
315	01	本編	2	4	5	3	2	387	新規	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震の備えの再確認（避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家具等の固定、家庭等における備蓄の確認 等）を周知するものとする。伝達方法等については、「第2部 第2章 第4節 第1項 4 避難指示等の伝達方法」に準じる。</p>	【新規】
316	01	本編	2	4	5	3	3	387	新規	<p>3 災害応急対策をとるべき期間等 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側5.0km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくすりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくすりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>	【新規】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
317	01	本編	2	4	6		387	新規	<p><u>第6節 防災訓練に関する事項</u> <u>市は、南海トラフ地震の発生を想定し、県、関係機関との連携や地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的とした防災訓練を実施する。防災訓練に関する事項については、「第2部 第1章 第1節 第3項 防災訓練計画」に準ずる。</u></p>	【新規】
318	01	本編	2	4	7	1	387	新規	<p><u>第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u> <u>第1項 職員等に対する教育</u> <u>市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を「第2部 第1章 第1節 第1項 防災知識の普及啓発」に準じて実施するものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</u> <u>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> <u>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</u></p>	【新規】
319	01	本編	2	4	7	2	387	新規	<p><u>第2項 地域住民等に対する教育・広報</u> <u>市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、「第2部 第1章 第1節 第1項 防災知識の普及啓発」に準じて教育・広報を実施するものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</u> <u>なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意する。</u></p>	【新規】
320	01	本編	2	4	7	2	387	新規	<p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</u> <u>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u> <u>(5) 正確な情報の入手方法</u> <u>(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u> <u>(7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識</u> <u>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</u> <u>(9) 避難生活に関する知識</u> <u>(10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容及実施方法</u> <u>(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</u></p>	【新規】

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」																												
321	01	本編	2	4	8	1	387	新規	<p><u>第8節 広域支援体制</u> <u>第1項 基本的な考え方</u> 本市は、南海トラフ地震の発生に際し、自らが大規模な被害を受けていない場合においては、災害対策基本法及び災害時相互応援協定等に基づき、国、県及び関係自治体等と連携し、被災自治体からの要請に応じて、人的支援、物的支援その他必要な応援活動を行うものとする。 応援の実施に当たっては、本市の防災対応及び市民生活への影響を勘案するとともに、派遣職員の安全確保に十分配慮し、円滑な活動が図られるよう努めるものとする。</p>	【新規】																												
322	01	本編	2	4	8	2	387	新規	<p><u>第2項 九州市長会における災害時相互応援プランによる広域支援体制</u> 南海トラフ地震発生直後における九州市長会による広域支援については、各構成市が即時に受援・支援行動を発動できるよう、初動時の体制を準備するとともに、これに基づく平時からの訓練及び調整等を行うことにより、即応性及び実効性の向上を図ることとしている。 具体的には、南海トラフ地震が発生した場合に備え、あらかじめ自治体間で支援を行う側と受援する側を事前に指定（＝マッチング）する仕組みを構築し、広域的な応援活動を円滑に実施する体制を整備するものである。 あわせて、受援・支援行動の即応性及び実効性の向上を目的として、受援及び支援に係る業務内容、手順、役割分担等について、自治体間で統一のルールを定め、受援・支援体制の標準化及び継続的な見直しを行うものとする。 これらを踏まえ、マッチングされた受援・支援自治体においては、初動体制の準備や合同防災訓練等を実施するなど、平時から相互の連携強化に努めるものとする。 本市は、九州市長会における広域支援体制の枠組みの下、支援自治体として、南海トラフ地震発生時には、受援自治体となる宮崎市に対する支援を行うことを想定し、初動期からの支援体制の確保に努めるものとする。 今後も、九州市長会構成市との連携の下、訓練や検証等を通じて、広域支援に係る体制及び手順の充実・強化を図り、南海トラフ地震に備えた実効性の高い支援体制の構築に取り組むものとする。</p>	【新規】																												
323	01	本編	3	1	1	5	1	397	修正	(5) 健康相談及び <u>原子力災害</u> 医療体制の整備に関する県への協力	(5) 健康相談及び_____医療体制の整備に関する県への協力																											
324	01	本編	3	1	1	5	2	397	修正	(6) 健康相談及び <u>原子力災害</u> 医療体制の整備	(6) 健康相談及び_____医療体制の整備																											
325	01	本編	3	1	3	2	4	402	修正	<p>(1) 飲食物摂取制限に関する指標 市及び県は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の「飲食物摂取制限に関する基準」を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。 ■飲食物摂取制限に関する<u>基準（初期設定値）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>飲料水 牛乳・乳製品</th> <th>野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg※</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>※根菜、芋類を除く野菜類が対象 参考：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」</p>	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	<p>(1) 飲食物摂取制限に関する指標 市及び県は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。 ■飲食物摂取制限に関する<u>指標</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水、牛乳・乳製品</td> <td>3×10² Bq/kg 以上</td> <td>3×10² Bq/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>野菜類</td> <td>2×10³ Bq/kg 以上</td> <td>5×10² Bq/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>穀類、肉・卵・魚その他</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」</p>	対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)	放射性セシウム	飲料水、牛乳・乳製品	3×10 ² Bq/kg 以上	3×10 ² Bq/kg 以上	野菜類	2×10 ³ Bq/kg 以上	5×10 ² Bq/kg 以上	穀類、肉・卵・魚その他	—	—
核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他																																				
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※																																				
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																																				
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																																				
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																																				
対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)	放射性セシウム																																				
飲料水、牛乳・乳製品	3×10 ² Bq/kg 以上	3×10 ² Bq/kg 以上																																				
野菜類	2×10 ³ Bq/kg 以上	5×10 ² Bq/kg 以上																																				
穀類、肉・卵・魚その他	—	—																																				

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」					
326	01 本編	3	1	3	3	3	403	修正	(1) 市は、必要に応じて、市内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた 避難退域時検査、拭き取り 等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。	(1) 市は、必要に応じて、市内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた 放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り 等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。					
327	02 資料編	-	2	9			31	修正	※最新版に更新	災害警戒本部業務細則					
328	02 資料編	-	3	1	2		42	修正	【削除】	3-1-2 熊本市職員等の災害現場における避難発令マニュアル 【略】					
329	02 資料編	-	3	2	3		49	修正	3-2-3 熊本市自主防災クラブ 令和8年4月1日現在 73.9団体 【略】	3-2-3 熊本市自主防災クラブ 令和7年4月1日現在 73.8団体 【略】					
330	02 資料編	-	3	2	3		55	修正	No 自主防災クラブ名称 校区名 754 高平台校区第3-2町内自主防災クラブ 高平台	No 自主防災クラブ名称 校区名 【追加】					
331	02 資料編	-	3	2	5		56	修正	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <table border="1" data-bbox="667 853 1153 1061"> <tr> <td>4</td> <td>大江校区</td> <td>大江校区地区防災計画</td> <td>1. 計画の目的・計画の位置づけ等 2. 大江校区の「地形・災害リスク」及び「人口・住環境」 3. ワークショップで提案された校の課題等 4. 防災マップ(地震編・洪水編) 5. 地区防災計画作成の経緯と方法 6. 基本方針 7. 校区の防災・減災ルール 8. 活動体制 9. 計画の運用と管理 10. その他</td> <td>2026年度</td> </tr> </table>	4	大江校区	大江校区地区防災計画	1. 計画の目的・計画の位置づけ等 2. 大江校区の「地形・災害リスク」及び「人口・住環境」 3. ワークショップで提案された校の課題等 4. 防災マップ(地震編・洪水編) 5. 地区防災計画作成の経緯と方法 6. 基本方針 7. 校区の防災・減災ルール 8. 活動体制 9. 計画の運用と管理 10. その他	2026年度	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 【追加】
4	大江校区	大江校区地区防災計画	1. 計画の目的・計画の位置づけ等 2. 大江校区の「地形・災害リスク」及び「人口・住環境」 3. ワークショップで提案された校の課題等 4. 防災マップ(地震編・洪水編) 5. 地区防災計画作成の経緯と方法 6. 基本方針 7. 校区の防災・減災ルール 8. 活動体制 9. 計画の運用と管理 10. その他	2026年度											
332	02 資料編	-	3	2	5		56	修正	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <table border="1" data-bbox="667 1157 1164 1396"> <tr> <td>5</td> <td>川上校区</td> <td>川上校区地区防災計画</td> <td>1. 基本方針 2. 校区の概要 3. 校区の過去の災害 4. 校区の特性と想定される災害 5. 北部地区「地区防災計画」策定の経緯 (1) 校区の課題 (2) 課題をふまえた実施計画 6. 地域コミュニティの力で防災体制を築こう 7. 今後の運用について 【資料】 防災地図、避難所運営マニュアル</td> <td>2026年度</td> </tr> </table>	5	川上校区	川上校区地区防災計画	1. 基本方針 2. 校区の概要 3. 校区の過去の災害 4. 校区の特性と想定される災害 5. 北部地区「地区防災計画」策定の経緯 (1) 校区の課題 (2) 課題をふまえた実施計画 6. 地域コミュニティの力で防災体制を築こう 7. 今後の運用について 【資料】 防災地図、避難所運営マニュアル	2026年度	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 【追加】
5	川上校区	川上校区地区防災計画	1. 基本方針 2. 校区の概要 3. 校区の過去の災害 4. 校区の特性と想定される災害 5. 北部地区「地区防災計画」策定の経緯 (1) 校区の課題 (2) 課題をふまえた実施計画 6. 地域コミュニティの力で防災体制を築こう 7. 今後の運用について 【資料】 防災地図、避難所運営マニュアル	2026年度											

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」					
333	02 編	資料	-	3	2	5	56	修正	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>西里校区</td> <td>西里校区地区防災計画</td> <td> 1. 基本方針 2. 校区の概要 3. 校区の過去の災害 4. 校区の特性と想定される災害 5. 北部地区「地区防災計画」策定の経緯 (1) 校区の課題 (2) 課題をふまえた実施計画 6. 地域コミュニティの力で防災体制を築こう 7. 今後の運用について 【資料】 防災地図、避難所運営マニュアル </td> <td>2026年度</td> </tr> </table>	6	西里校区	西里校区地区防災計画	1. 基本方針 2. 校区の概要 3. 校区の過去の災害 4. 校区の特性と想定される災害 5. 北部地区「地区防災計画」策定の経緯 (1) 校区の課題 (2) 課題をふまえた実施計画 6. 地域コミュニティの力で防災体制を築こう 7. 今後の運用について 【資料】 防災地図、避難所運営マニュアル	2026年度	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <u>【追加】</u>
6	西里校区	西里校区地区防災計画	1. 基本方針 2. 校区の概要 3. 校区の過去の災害 4. 校区の特性と想定される災害 5. 北部地区「地区防災計画」策定の経緯 (1) 校区の課題 (2) 課題をふまえた実施計画 6. 地域コミュニティの力で防災体制を築こう 7. 今後の運用について 【資料】 防災地図、避難所運営マニュアル	2026年度											
334	02 編	資料	-	3	2	5	56	修正	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>北部東校区</td> <td>北部東校区地区防災計画</td> <td> 1. 基本方針 2. 校区の概要 3. 校区の過去の災害 4. 校区の特性と想定される災害 5. 北部地区「地区防災計画」策定の経緯 (1) 校区の課題 (2) 課題をふまえた実施計画 6. 地域コミュニティの力で防災体制を築こう 7. 今後の運用について 【資料】 防災地図、避難所運営マニュアル </td> <td>2026年度</td> </tr> </table>	7	北部東校区	北部東校区地区防災計画	1. 基本方針 2. 校区の概要 3. 校区の過去の災害 4. 校区の特性と想定される災害 5. 北部地区「地区防災計画」策定の経緯 (1) 校区の課題 (2) 課題をふまえた実施計画 6. 地域コミュニティの力で防災体制を築こう 7. 今後の運用について 【資料】 防災地図、避難所運営マニュアル	2026年度	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <u>【追加】</u>
7	北部東校区	北部東校区地区防災計画	1. 基本方針 2. 校区の概要 3. 校区の過去の災害 4. 校区の特性と想定される災害 5. 北部地区「地区防災計画」策定の経緯 (1) 校区の課題 (2) 課題をふまえた実施計画 6. 地域コミュニティの力で防災体制を築こう 7. 今後の運用について 【資料】 防災地図、避難所運営マニュアル	2026年度											
335	02 編	資料	-	3	2	5	56	修正	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <table border="1"> <tr> <td>8</td> <td>託麻南校区</td> <td>託麻南校区地区防災計画</td> <td> 1. 校区の特性 2. 託麻南校区防災連絡会について 3. 校区の課題 4. 校区のルール 5. 校区のやることリスト 6. 今後の取り組みについて 7. 防災に役立つ情報 【資料】 たくなん防災マップ（託麻南校区） </td> <td>2026年度</td> </tr> </table>	8	託麻南校区	託麻南校区地区防災計画	1. 校区の特性 2. 託麻南校区防災連絡会について 3. 校区の課題 4. 校区のルール 5. 校区のやることリスト 6. 今後の取り組みについて 7. 防災に役立つ情報 【資料】 たくなん防災マップ（託麻南校区）	2026年度	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <u>【追加】</u>
8	託麻南校区	託麻南校区地区防災計画	1. 校区の特性 2. 託麻南校区防災連絡会について 3. 校区の課題 4. 校区のルール 5. 校区のやることリスト 6. 今後の取り組みについて 7. 防災に役立つ情報 【資料】 たくなん防災マップ（託麻南校区）	2026年度											
336	02 編	資料	-	3	2	5	56	修正	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <table border="1"> <tr> <td>9</td> <td>中島校区</td> <td>中島校区地区防災計画</td> <td> 【総論】 1. 地区の概要 2. 防災活動 3. 地区防災マップ 4. 防災関係施設・資機材リスト 5. 地区防災タイムライン 6. 計画の見直しと更新 【各論】 町内ごとの特性・災害リスク、やることリスト </td> <td>2026年度</td> </tr> </table>	9	中島校区	中島校区地区防災計画	【総論】 1. 地区の概要 2. 防災活動 3. 地区防災マップ 4. 防災関係施設・資機材リスト 5. 地区防災タイムライン 6. 計画の見直しと更新 【各論】 町内ごとの特性・災害リスク、やることリスト	2026年度	3-2-5 地区防災計画策定地区一覧 <u>【追加】</u>
9	中島校区	中島校区地区防災計画	【総論】 1. 地区の概要 2. 防災活動 3. 地区防災マップ 4. 防災関係施設・資機材リスト 5. 地区防災タイムライン 6. 計画の見直しと更新 【各論】 町内ごとの特性・災害リスク、やることリスト	2026年度											

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表 (案)

【別冊1】


No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
345	02 資料編		6	5			263	修正	(6) 交通局 適用 種別 用途 台数 その他 乗合電車 中型 " <u>60</u> (45編成) "	(6) 交通局 適用 種別 用途 台数 その他 乗合電車 中型 " <u>56</u> (45編成) "
346	02 資料編	-	7	5			341	修正	7-5 熊本市消防団組織 <u>※最新版に更新</u>	
347	02 資料編		8	3			351	修正	8-3 災害協定一覧 <u>※令和8年度版に更新</u>	8-3 災害協定一覧
348	02 資料編		8	3			351	修正	8-3 災害協定一覧 <u>※「災害時における被災者等の移動手段の確保に 関する協定（一般社団法人日本カーシェアリング協会）」の追加</u>	8-3 災害協定一覧 <u>【追加】</u>
349	02 資料編	-	8	3			353	修正	② 主に物資供給に関する協定 (45) 57 災害救助物資の供給等に関する協定 WAQ株式会社 R7. 4. 25 <u>防災用品（簡易ベッド、マット、寝袋、LEDランタンなど）等の供給</u>	② 主に物資供給に関する協定 (45) 57 災害救助物資の供給等に関する協定 WAQ株式会社 R7. 4. 25 <u>次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資 (1) 防災用品（簡易ベッド、マット、寝袋、LEDランタン等） (2) その他甲が指定する物資</u>
350	02 資料編	-	8	3			353	新規	② 主に物資供給に関する協定 (45) <u>58 災害救助物資の供給等に関する協定 加島商事株式会社 R7. 8. 1 防災用品（ポータブル電源など）等の供給</u>	② 主に物資供給に関する協定 (45) <u>【追加】</u>
351	02 資料編	-	8	4			360	修正	災害時協力企業井戸一覧 <u>【東区】 18 アイウッド（株） 【南区】 23 新産住拓株式会社 24 株式会社 中山ボーリング設備 25 株式会社 中山ボーリング設備</u>	災害時協力企業井戸一覧 <u>【追加】</u>
352	02 資料編		9	1			365	修正	避難所の供与 <u>【略】</u> (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項に規定する避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、1人1日当たり <u>360</u> 円以内とする。 (4) <u>法第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、_____特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</u>	避難所の供与 <u>【略】</u> (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項に規定する避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、1人1日当たり <u>350</u> 円以内とする。 (4) <u>福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所で の生活において特別な配慮を必要とするものに供与する _____避 難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮 のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</u>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
358	02 編	資料		9	1		367	修正	被災した住宅の応急修理 【略】 (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1世帯当たり <u>53,900</u> 円以内とすること。	被災した住宅の応急修理 【略】 (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1世帯当たり <u>51,500</u> 円以内とすること。
359	02 編	資料		9	1		367	修正	(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 【略】 イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 (7) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>739,000</u> 円 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>358,000</u> 円	(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 【略】 イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 (7) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>717,000</u> 円 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>348,000</u> 円
360	02 編	資料		9	1		367	修正	学用品の給与 【略】 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 (7) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 (7) 小学校児童 1人当たり <u>5,500</u> 円 (イ) 中学校生徒 1人当たり <u>5,800</u> 円 (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり <u>6,300</u> 円	学用品の給与 【略】 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 (7) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 (7) 小学校児童 1人当たり <u>5,200</u> 円 (イ) 中学校生徒 1人当たり <u>5,500</u> 円 (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり <u>6,000</u> 円
361	02 編	資料		9	1		368	修正	埋葬 【略】 (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 <u>232,200</u> 円以内、小人 <u>185,700</u> 円以内とする。	埋葬 【略】 (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 <u>226,100</u> 円以内、小人 <u>180,800</u> 円以内とする。
362	02 編	資料		9	1		368	修正	死体の処理 【略】 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり <u>3,700</u> 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり <u>5,900</u> 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができるものとする。	死体の処理 【略】 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり <u>3,600</u> 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり <u>5,700</u> 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができるものとする。
363	02 編	資料		9	1		368	修正	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 【略】 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>143,900</u> 円以内とする。	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 【略】 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>140,000</u> 円以内とする。

No	編	部	章	節	項目	ページ	区分	「新」	「旧」																																																																																
364	02編	資料	10	1		372	修正	(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の箇所数 (令和8年4月1日現在) 指定緊急避難場所 中央区 87 東区 64 西区 52 南区 63 北区 63 合計 329	(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の箇所数 (令和7年4月1日現在) 指定緊急避難場所 中央区 79 東区 62 西区 51 南区 63 北区 64 合計 319																																																																																
365	02編	資料	-	10	1	373～385	修正	指定緊急避難場所 ※最新の一覧に更新	指定緊急避難場所																																																																																
366	02編	資料	-	10	4	400～426	修正	10-4 災害危険区域内の要配慮者利用施設 ※別添「災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧」へ更新	10-4 災害危険区域内の要配慮者利用施設																																																																																
367	02編	資料	-	13	2	442	修正																																																																																		
368	02編	資料	-	14	1	468	削除	【削除】 14-1 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 【略】 14-2 給水関係施設等 【略】	14-1 熊本市大規模災害時における物資供給計画対応マニュアル 【略】 14-2 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 【略】 14-3 給水関係施設等 【略】																																																																																
369	02編	資料	14	3		527	修正	(2) 応急給水設備 <table border="1" data-bbox="660 1197 1153 1460"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>品名・形状</th> <th>数量</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水タンク</td> <td>アルミタンク</td> <td>容量 1,000ℓ</td> <td>17台</td> <td>17,000ℓ</td> </tr> <tr> <td>折りたたみ式給水タンク</td> <td>容量 1,000ℓ</td> <td>17個</td> <td>17,000ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給水車</td> <td rowspan="3">積載容量</td> <td>3,400ℓ</td> <td>1台</td> <td rowspan="3">15,100ℓ</td> </tr> <tr> <td>2,000ℓ</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>1,700ℓ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>非常用給水袋</td> <td>容量 6ℓ</td> <td>39,600袋</td> <td>237,600ℓ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応急給水装置</td> <td rowspan="2">C型 SUS製 65A</td> <td>給水栓 4個付×2基</td> <td>8組</td> <td rowspan="2">19組</td> </tr> <tr> <td>給水栓 3個付×2基</td> <td>11組</td> </tr> <tr> <td>緊急作業車</td> <td>1.25トン種トラック</td> <td></td> <td>2台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	品名・形状	数量	計	合計	給水タンク	アルミタンク	容量 1,000ℓ	17台	17,000ℓ	折りたたみ式給水タンク	容量 1,000ℓ	17個	17,000ℓ	給水車	積載容量	3,400ℓ	1台	15,100ℓ	2,000ℓ	5台	1,700ℓ	1台	非常用給水袋	容量 6ℓ	39,600袋	237,600ℓ		応急給水装置	C型 SUS製 65A	給水栓 4個付×2基	8組	19組	給水栓 3個付×2基	11組	緊急作業車	1.25トン種トラック		2台		(2) 応急給水設備 <table border="1" data-bbox="1422 1197 1915 1460"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>品名・形状</th> <th>数量</th> <th>計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水タンク</td> <td>アルミタンク</td> <td>容量 1,000ℓ</td> <td>17台</td> <td>17,000ℓ</td> </tr> <tr> <td>折りたたみ式給水タンク</td> <td>容量 1,000ℓ</td> <td>17個</td> <td>17,000ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給水車</td> <td rowspan="3">積載容量</td> <td>3,400ℓ</td> <td>1台</td> <td rowspan="3">15,100ℓ</td> </tr> <tr> <td>2,000ℓ</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>1,700ℓ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>非常用給水袋</td> <td>容量 6ℓ</td> <td>39,600袋</td> <td>237,600ℓ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応急給水装置</td> <td rowspan="2">C型 SUS製 65A</td> <td>給水栓 4個付×2基</td> <td>8組</td> <td rowspan="2">19組</td> </tr> <tr> <td>給水栓 3個付×2基</td> <td>11組</td> </tr> <tr> <td>緊急作業車</td> <td>1.25トン種トラック</td> <td></td> <td>2台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	品名・形状	数量	計	合計	給水タンク	アルミタンク	容量 1,000ℓ	17台	17,000ℓ	折りたたみ式給水タンク	容量 1,000ℓ	17個	17,000ℓ	給水車	積載容量	3,400ℓ	1台	15,100ℓ	2,000ℓ	5台	1,700ℓ	1台	非常用給水袋	容量 6ℓ	39,600袋	237,600ℓ		応急給水装置	C型 SUS製 65A	給水栓 4個付×2基	8組	19組	給水栓 3個付×2基	11組	緊急作業車	1.25トン種トラック		2台	
名称	品名・形状	数量	計	合計																																																																																					
給水タンク	アルミタンク	容量 1,000ℓ	17台	17,000ℓ																																																																																					
	折りたたみ式給水タンク	容量 1,000ℓ	17個	17,000ℓ																																																																																					
給水車	積載容量	3,400ℓ	1台	15,100ℓ																																																																																					
		2,000ℓ	5台																																																																																						
		1,700ℓ	1台																																																																																						
非常用給水袋	容量 6ℓ	39,600袋	237,600ℓ																																																																																						
応急給水装置	C型 SUS製 65A	給水栓 4個付×2基	8組	19組																																																																																					
		給水栓 3個付×2基	11組																																																																																						
緊急作業車	1.25トン種トラック		2台																																																																																						
名称	品名・形状	数量	計	合計																																																																																					
給水タンク	アルミタンク	容量 1,000ℓ	17台	17,000ℓ																																																																																					
	折りたたみ式給水タンク	容量 1,000ℓ	17個	17,000ℓ																																																																																					
給水車	積載容量	3,400ℓ	1台	15,100ℓ																																																																																					
		2,000ℓ	5台																																																																																						
		1,700ℓ	1台																																																																																						
非常用給水袋	容量 6ℓ	39,600袋	237,600ℓ																																																																																						
応急給水装置	C型 SUS製 65A	給水栓 4個付×2基	8組	19組																																																																																					
		給水栓 3個付×2基	11組																																																																																						
緊急作業車	1.25トン種トラック		2台																																																																																						

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
370	02 編	資料	-	14	3		528	修正	<p>(3) 配水系統図 【修正】(差し替え)</p> 	<p>(3) 配水系統図</p> 
371	02 編	資料	-	17	4		592	修正	<p><u>1</u> (徴収猶予) 第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p><u>2</u> (保険料の減免) 第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。 (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (2) 次のいずれにも該当する者(被保険者の資格を取得した日(以下この号において「資格取得日」という。))の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者 ア 資格取得日において、65歳以上である者 イ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格取得日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p>	<p><u>1</u> 徴収猶予 第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月</p> <p>_____以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p><u>2</u> 保険料の減免 第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。 (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (2) 次のいずれにも該当する者_____の属する世帯の納付義務者 ア 資格取得日において、65歳以上である者 イ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格取得日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p>
372	02 編	資料	-	17	5		594	修正	<p>第90条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間(次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの(以下「学生等」という。))である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p><u>四</u> 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。</p>	<p>第90条 次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとする。_____</p> <p>_____ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>_____保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。</p>

令和8年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表(案)

【別冊1】

No	編	部	章	節	項	目	ページ	区分	「新」	「旧」
373	02 資料編	-	17	5			594	修正	<p>第90条の2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料四分の三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。</p>	<p>第90条の2 第1、2、3項次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、その四分の三・半額・四分の一を納付することを要しないものとする。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>三 保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。</p>
374	02 資料編	-	17	5			594	修正	<p>第90条の3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。</p> <p>三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。</p>	<p>第90条の3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとする。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>三 保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。</p>

【別添】災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

番号	施設名称	所在地	土砂災害	緑川水系										菊池川水系		坪井川水系		その他			高潮	雨水出水	津波							
				国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国				県	国	県	国	県	国	県
				白川	白川	緑川	浜戸川	加勢川	浜戸川	天明新川	瀬川	木山川	健康川	藻器堀川	菊池川	豊田川	合志川	坪井川	井井川	堀川				除川	千間江湖	河内川				
1326	平成学園	西区小島九丁目14番33号	○	○												○								○	○					
1327	オール サポート	中央区出水四丁目23番1号		○																					○	○				
1328	障害者多機能型施設 しんせい学園	西区沖新町3994番地1		○		○																			○	○				
1329	えびこランド	東区画図町重富575番地		○				○																		○				
1330	D. Pワークサービス	中央区八王寺町14番2-103号		○																										
1331	アグリサポートセンター	西区松尾一丁目2番23号	○	○												○	○								○					
1332	らぶらんどカフェ	中央区水道町14番26号		○																										
1333	多機能型事業所 ワークサポート未	南区城南町下宮地498番3						○		○																				
1334	それいゆ 田井島	南区田井島二丁目2-116																								○	○			
1335	さくらワーク熊本	西区城山半田三丁目3番1号		○												○										○				
1336	コロコロ風	東区若葉三丁目15-16																									○			
1337	生活介護支援センターあゆみ	西区中原町370-4		○																							○			
1338	障害者就労支援センター 虹	中央区大江六丁目7番8-101・102・202号		○																										
1339	えがお	南区土河原町670番1		○																							○			
1340	味楽亭	中央区子飼本町3番23号		○																										
1341	ファイブシュガー	西区城山上代町128番地2		○												○	○									○				
1342	就労支援センター 一歩	北区改寄町2350番地	○																											
1343	就労定着支援事業所 ウェルビー熊本水道町センター	中央区水道町8-2 秀匠苑ビル4階		○																										
1344	ふとりねご焙煎所	中央区東子飼町8番43号		○																										
1345	自立の店ひまわりパン工房・カフェ	中央区国府一丁目13番8号		○																										
1346	障害福祉サービス事業所 季の庭	南区護藤町1580番地		○																							○			
1347	大夢	中央区出水一丁目7番69号		○																							○			
1348	就労継続支援A型事業所 翔	西区野中一丁目4番1号		○																							○			
1349	ウェルビー熊本水前寺センター	中央区水前寺一丁目17番32号 石本ビル2階		○																							○			
1350	みらいねっとワークス	中央区大江四丁目9番13号		○																							○			
1351	サンクスラボ・熊本オフィス	中央区安政町4番19号 TM10ビル4階		○																										
1352	生活介護 ゆめかど	東区小峯二丁目1番75号																												
1353	ハピネス	南区鷹町二丁目5番1号		○																							○			
1354	就労継続支援A型事業所 ここちやれ	中央区出水七丁目56-10		○																							○			
1355	ワークステージつばさ 熊本	東区月出二丁目5番61号																												
1356	トイロハンドワークス	東区若葉一丁目43番22号																									○			
1357	就労支援B型事業所 シャイニング	南区城南町今吉野600番地14	○																								○			
1358	就労継続支援B型事業所なぎさの風	西区池上町2956	○																											
1359	カレッジくまもとRin	中央区白山二丁目11番15号 OFFICE M		○																										
1360	にじいろワーク	中央区新町一丁目6番18号		○																										
1361	ディーキャリア熊本オフィス	中央区新屋敷一丁目14番35号 6F-B		○																										
1362	KDSネクストカレッジ@熊本駅前	西区春日三丁目24番20号 春日三丁目事務所2階		○																										
1363	クラフトステージ	東区沼山津一丁目23番21号																												
1364	ウェルビー熊本駅前センター	西区春日一丁目14番3号 くまもと森都心C棟1階2号室		○																										
1365	デイサービス昭和クラブ	熊本市南区城南町下宮地429番地1																												
1366	コミュニティの学校100年ポンド	西区花園7丁目56-41		○																										
1367	minor	西区城山大塚一丁目11番2号		○																							○			
1368	就労移行ITスクール熊本水前寺	中央区水前寺一丁目17番32号 石本ビル3階		○																							○			
1369	リハスワーク熊本東	東区尾ノ上一丁目10番4号																									○			
1370	八景水谷テラス	北区八景水谷四丁目7番21号																									○			
1371	サック就労移行支援センター	西区池上町1149番地	○	○																										
1372	LITALICOワークス熊本	中央区水道町8番6号 朝日生命熊本ビル2階		○																										
1373	生活介護事業所めりい	東区沼山津三丁目13番25号																									○			

